

## 第19回弁護士業務改革シンポジウム反訳録 第8分科会

「来るか！ e裁判所という革命、そのとき弁護士は…」

2015年（平成27年）10月16日

【清水】 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。大変長らくお待たせいたしました。ただいまより第19回弁護士業務改革シンポジウム第8分科会、「来るか！ e裁判所という革命、そのとき弁護士は…」を開催いたします。

本分科会の総合司会を担当いたします、第二東京弁護士会の清水淳子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本分科会では、シンポジウムの内容を記録し、また成果普及に努めるため、会場での写真撮影及び録音を行っております。撮影した写真及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍やDVDのほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍やDVD等にも使用させていただくことがあります。なお、本分科会については、登壇者を除き、撮影は背後からのみ行いますので、その旨ご了解くださいませ。

それでは、本分科会の配付物の確認をさせていただきます。本分科会の配付物一覧は、まず表紙が黄色の「当日配布資料」、それと水色のアンケート用紙、それから当分科会が編さんにかかわりました『法律家のためのITマニュアル』のチラシ、この3点でございます。乱丁落丁等がございましたら、会場入り口前の分科会受付スタッフにお申しつけください。

次に、本分科会の大まかなスケジュールをご案内いたします。「配布資料」の表紙裏面、進行次第をごらんください。ただいまから12時までが午前の部、12時から13時までが昼食休憩1時間、これを挟みました後、13時から16時30分までが午後の部となっております。なお、午後の部では途中15分程度の休憩を挟む予定しております。進行は状況に応じて前後いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、まず、弁護士業務委員会副委員長であります成瀬裕弁護士からご挨拶いたします。成瀬先生、よろしくお願いいたします。

【成瀬】 皆さん、おはようございます。今日は第8分科会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今日のプログラムについてご説明いたします。資料の表紙をごらん下さい。電子裁判、電子裁判と言っても、なかなか我が国ではやってまいりませんが、諸外国の状況がどうなっているのかという現状をご報告するとともに、我が国のビジネスの現場では、電子契約、契約の電子化がどのよ

うに進んでいるかという状況を一部分ごらんいただきます。その上で、恒例ではありますが、実務に役立つ情報を皆さん方にご提供するという内容になっています。ただ、実はお断りしておかなければならないことがございます。冒頭に予定しています、この報告用レジュメの一番上に記載しています神戸大学大学院の米丸教授のご報告なんですけれども、つい直前になりまして、この米丸先生がよんどころない事情で出席できないことになってしまいました。それで、当委員会の委員の宮内宏委員がかわりまして、このパートについてもご報告させていただくことになりました。ご了承ください。

それでは、始めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

【宮内】 第二東京弁護士会の宮内でございます。本日ちょっと米丸先生がよんどころない事情で来られなくなりましたので、最初の資料についても私のほうからご説明いたします。資料は米丸先生がおつくりになったものを用いますので、資料自体は米丸先生のご執筆ですけれども、黄色いのが書いてあるところは私が後からつけ加えたものです。それから、話している内容で何かうかつなことを言ったら、これは全部私のせいで、米丸先生のせいではありませんので、その辺はご了承ください。

この自己紹介はもちろん米丸先生の自己紹介です。私ではございません。米丸先生は行政法とか情報法に非常にお詳しい先生で、特にドイツ、ヨーロッパのそういった関係については日本の第一人者と言ってもいい先生です。ここに書いています2003年の判例タイムズの記事は、この当時のドイツ等における電子裁判等の状況について非常に詳しく書かれた非常によいものなので、ぜひお戻りになったらこれを読んでいただきたいと思います。私の説明より、これを読んだほうが多分いいと思います。

今日の内容ですけれども、日本の状況をちょっと、要するに全然進んでいませんねという話をした後で、ドイツの法整備についてご説明します。それから、ヨーロッパでeIDAS規則といいます、ヨーロッパ全体でどうやっていくかというのがいろいろと動いていますので、こちらの説明をして、日本としてはどうしていきべきだという話につないでいきたいと思います。

いきなり閉塞状況と来ちゃうんですけど、日本では電子的な訴訟提起というのは基本的にできない仕組みになっています。民訴法の132条の10には、電子情報処理組織、これは難しいことを書いていますけれども、要するにウェブのことですね。ウェブでやる申し立てというのが書いてあるんですけど、これが民訴規則で決めることになっているものだけができるというので、非常に限られているんです。これは弁護士の皆さんはご存じだと思いますけれども、民訴規則で、裁判所に提出す

べき書面はファクスでもできるとなっています。大部分のものはファクスでできますけど、印紙を張るやつとか、それから訴訟を始めるやつとか、それから訴訟代理権、法定代理権や訴訟の任意代理ですね。そういった委任状については、これは紙だと。それから上告理由。何で上告理由だけそうなんですかね。最高裁は紙しか受け取らないということなんですかね。こういうのがだめだとなっていて、それ以外はファクシミリはできると。大体、一般の方に説明するときには、「弁護士は紙かファクスなんですよ」なんて説明しているわけですね。ただ、支払い督促の申し立て、いわゆる督促手続については電子化ができるようになっています。これが先ほど言いました民訴法に書いてある例外的に電子化できるもので、支払い督促の申し立てはできるようになっていますが、いま一つ使いにくくて、なかなかこれも利用が進んでいないというのが現状だと思います。

電子化すると、いろいろなメリットがあるんです。それがなかなか今、実現されていないということになると思います。メリットとしてよく言われるのは、24時間提出もできるし何でもできると。それから、紙に印刷したりいろんなことをして、何枚も刷ったり、そういうときにいろいろなミスというのがやっぱりあると思うんですけど、そういうものがなくなっていくと。それから、皆さん非常に苦労されていると思いますが、紙の記録、ものすごい量がどんどん増えますよね。これは減らないですからね。大変苦労されていると思うんですけど、こういうものも削減できる。それから、何カ所にも送るような単純業務ですとか、そういうものもしなくていいですし、そのための手間ですとか郵送とか、そういうのもみんな削減できると。それから、当然、ファクシミリで来たもので、どこに書いてあったっけとか結構思いますよね。そういう検索なんかもどんどんできると、こういうこともいろいろいいということですね。ただ、裁判所に24時間アクセスできるというのは、メリットなんですけど、いつでもアクセスできちゃうというのはもしかしたら弁護士の生活にとってはいいことではないのかななんていうのもちょっと思ったりしますけれども、こういうメリットがまだ実現できていないと。デメリットとしては、そういうのを覚えなきゃいけないとか、ある程度設備も要るかもしれません。それから、セキュリティー上問題があるということもしっかり考慮しないと、こういうのはいけないですねと、そういうことが言われているわけです。

ドイツでは結構昔からやっているんです。1990年代の終わりごろにいわゆる電子署名というものの法整備をした上で、2001年ぐらいに、これも改正されるんですけども、いろいろな法律をつくって電子裁判なんかができるようにしてきたと。電子文書についてもいろいろ法律の定めを変えていって、2013年、電子訴訟促進法というのでいよいよ本格的に電子訴訟をやっていこうと、こういう流れ

になっています。こういった法律についてもう少し説明したいと思います。

ちょっと字が細かくて恐縮なんですけれども、ドイツのデジタル署名法、いわゆる電子署名ですね。こういうものを、93年でしたっけ。これの法律で、一応こういうものを、どういうものがどういうふうにつくられるかということを経理的に決めました。ちなみに、97年にヨーロッパのEUの電子署名指令というのがありまして、それに従って、これは2001年にかなり変わっています。ここに、詳しく説明していないんですけど、適格電子署名という、要するに、ある一定の条件を満たした電子署名を使うと、証拠としてしっかりした、いわゆる真正性の推定ができると、そういう適格電子署名というものがこういったデジタル署名法の中で定義されて、法律的にその裏づけをつけていると、そういうものをもうやっています。日本でも、もうちょっと後ですけど、2003年とかそのぐらいに電子署名法というのはできていますが、ドイツはかなり早くからそういうのをやっているということです。2001年の改正としましては、私法形式適合化法というやつで、要するに民事訴訟において適格電子署名があれば真正性の推定ができると。本人が本人の意思で書いたという意味ですね。本人の意思で書いた、ちゃんとした作成がされたものだということが推定されると、こういう規定を置いています。そのほかにも、訴訟手続において電子化のためのいろいろな地ならしをしているということです。この結果、そういったちゃんとした電子署名がついていれば、訴状とか準備書面も電子的に出せると、もうこの時点でそういうふうになっているということです。これが書面そのもの等に関するこういった法律の改正ですけども、それと同じ時期に送達改正法というのがありまして、要するに電子的送達ができると。普通のメールだとちょっと難しい面がありますよね。これは着いたか着かないか、誰に送っているかわからない。そういうのが一定の条件を満たすものについては電子的送達ができるようにすると、こういう法律があって、この両方が相まって電子的な裁判へのアクセスということができるようになってきていると、こういうことになります。

司法通信法というので、これはなかなかすごいです。裁判官がつくる、「裁判書」と書いていますけれども、要するに判決とかそういうやつですね。判決とか命令とか、そういうものを全部電子文書でできるようにしましたというのが一つのポイントです。それからもう一つは、そういったものをプリントアウトしたり、電子文書をプリントアウトすると情報は減っちゃうんですね。いろいろ暗号的な方法で電子署名とかそういうものがついているのが、プリントアウトすると、何かよくわからない図が、それを正しいかどうか検証できなくなっちゃうんですけども、そういうような場合に、プリントアウトするとき、これはちゃんとした電子文書でしたよというサインだか判こだかをそこにつけることによって真正性を維持できるよう

にするというようなことが行われています。あと、手書きで真正な成立が言えるようなものをスキャナーで電子文書に取り込むときも、しかるべきところでそういうような、これはちゃんとしたものだ確認したものをスキャンしたものですよというのを証明するような、そういう仕組みというのが持ち込まれています。

13年、おとしになりますかね。これで電子訴訟をいよいよ義務づけると言っているんです。ただ、義務づけ、実際には2022年からだと思うんですが、これは、こういうのをやっていくに当たりまして幾つか電子的なインフラの整備が進んでいます。1つは身分証明書です。日本だと住基カードとかマイナンバーカードとか、そういうものに相当するものだと思いますが、これで電子的にオンラインの証明もできるというのがまずあります。それから、de.mail、ドイツ語だと何と呼ぶのかわかりませんが、ディーイーメールと呼んでおきますけれども、こういった、電子メールであって、いわゆる書留みたいなのができる。具体的には、メールアドレスに対して、これがほんとうにこの人だということを証明したり、それを使うための、ログインして使うわけですけど、そういうのがきっちり安全にできていく。それから、その人のメールボックス、電子私書箱と呼んでいますけれども、そういうものを使ったやりとりができます。それから、一応、電子メールで送るわけですけども、送った証明ですとか着いた証明ですとか、それを読んだ証明とか、いつこの人が読んだかとか、そういうことの証明も含めて、要するに送達確認ができる、そういうような仕組みがこのde.mailという仕組みなんです。こういうものがインフラとして整ってきまして、その上で、de.mailを使ってやれますよというのを明記して、今後電子的なものに全部移行しましょうと、そういうことをやっているんです。ほかにも幾つか、eID、電子身分証明書ですか。こういうものでの手続も進んでいるということです。これもちょっとよくわからないんですけど、電子裁判所私書箱、これは何と読むんですか。EGVP（エーゲーファーペー）とかいうんですかね。これは実は裁判所だけじゃなくて、行政のやつも全部含めている、日本でいうとマイナポータル。ご存じですかね、マイナポータルって。マイナンバーのポータルサイトですね。あれみたいなのものわりとしっかりしたものらしいんですが、これを、もともとあったんですけど、はっきり言うと、あまり使われていないと。そういうのをもっとしっかり使わせようと、促進法ですから、そういうのをドイツは進めていて、かなり精力的に電子訴訟を進めているというのがドイツの現状かと思えます。

あと、先ほどの電子私書箱にかわってde.mailを使う方向で進めているということです。これは先ほどちょっとありましたけど、スキャニング文書で、もともとは紙の文書だったものをスキャナーで読み込むときに、しかるべきところでやればスキ

ヤンされた後の電子化されたものにも証明力を持たせるとか、そういうことをこの法律の中でもやっているということです。それから、メールで相手に何か伝えたときに、適格電子署名と同様に、だから、本人の意思表示として真正性の推定が得られるということがde.mailを使ってもできますよと、こういうようなことも進めているということです。これはかなりドイツはそういう意味では頑張って、電子化、電子裁判というものをほんとうにやっぺいこうということを考えているというのが今の状況だと思います。

これはそういった地ならしの中の幾つかをご紹介しますけれども、こいつはX-J u s t i z (エックス・ユスティーツ) とかいうんですかね。ドイツ語なので、何と言うのか、難しいんですけど、要するに電子文書の形式の標準化を図っているんです。XMLという、なじみのない方も多いかと思いますけれども、ウェブのホームページとかつくる時にHTMLという書式で書かれているんですね。あれのもっと一般的な文書を書くためのものがXMLというものなんですけど、こういう中で、ああいうものにはタグというのがありますして、ここからここまで何を意味していますよというのを書くような書式がいろいろあるんです。そういう中で、例えばここに書かれているのが原告ですよとか、そういうことを要素として定義しまして、裁判文書、法律文書をXMLの形式で書けるようにしていこうと。そうすると、どこが何の意味のある文章か、文字列かというのがわかるので、コンピューターによる自動処理とかがすごく容易にできるようになるんです。こういった標準化というのもドイツでは進めています。これは法律文書だけじゃなくて、法律自体も、ここからここまでが条ですよとか、ここからここまでが節ですよとか、そういうのも含めてこういった形式というのを整えているそうです。これは先ほどちょっと言いましたけど、EGVP、こういうものを、私書箱というのをやっていますけれども、何かあんまり使われていないらしいと、そういうふうに言われています。

ここまでが大体ドイツの状況で、ドイツは結構いろいろなことをやっているなど。私がぺらぺらとしゃべったので何だかわからない部分も多いと思いますけれども、結構いろいろなことをどんどん進めようとしているというのがおわかりになると思います。

ヨーロッパですね。私どもはよくe I D A S (イーアイダス) というんですけれども、ヨーロッパの一つの規則、レギュレーションですね。レギュレーションというのは欧州委員会と欧州会議で決めるんですけれども、域内の国に対して強制力を持つ、そういったもので、域内への直接適用ができるような、そういう規則になっています。e I D A Sというのは、この黄色いの、お手元の資料にはないと思うんですけれども、エレクトロニック・アイデンティフィケーション、電子的な個人の

識別と、トラスト・サービスというので、このDは、IDはIDですよ。Aは何ですかね、これね。アンドなんですかね。よくわからないですね。これはサービスなんですよ。eIDASとよく言われるんですけど、こういうものが去年の夏、2014年7月に成立しました。たしか半分ぐらいもう9月から施行されていて、来年の1月に全面施行になります。これは何をやっているかという、要するにヨーロッパの全域で電子文書のやりとりとか、電子署名に手書き署名と同じような効力を持たせるとか、そういうことをお互いに認め合いましょうと。それについては、そういう認め合うためにはどういうふうなものでないといけないかという規定ですとか、そういうものをEUで決めちゃいましょうと、そういう強引に各国にこれを使えというのを決めさせるのがこのeIDASというものです。

具体的には、ここに書いているようなものになります。各国で自分のところでやっている電子的なID、暗号的な方法なんかで認証ができるような、そういうものなんですけれども、こういうものを国際的に利用していこうと。つまり、例えばドイツのeIDがフランスでも通用すると、そのようなことをやっていこうということです。

それから電子署名。電子署名についてはまた後で少し説明しますが、電子署名について、もともと電子署名指令というのがあったんですけども、これであまり強制力のない形で決まっていたのを、もっときっちり決めていこうということをやっているということです。それから、これはちょっと難しいんですけど、電子署名というのは実は暗号的な変なものなんです。見たってわからないんです。それをちゃんとした署名ですよということを確認してくれる公的な業務みたいな、そういうサービスを定義しています。

それから、長期保存というのは、長期にわたって電子署名を有効なものとして保つためには一定の工夫が要るんですけど、そういうことをやってくれるサービスですとか、こういうのをやっています。

「電子印」と書いているんですけど、これは英語ではe-Sealと書かれているものなんですよ。これは何かというと、シールというのは皆さんご存じですかね。よくろうを垂らしてぼっとやるようなものが、英米法なんかだと契約書にそういうのが押してあるじゃないですか。あれをシールというらしいんです。その電子版みたいなので、物としては要するに組織の電子署名みたいなものなんですけど、こういうものが定義されています。ただ、これ、このシールが法的にどういうふうな効果を持っているのかというのは、私はいろいろな人に聞いたんですけど、よくわからないんですけども、各国によって随分シールの役割というのは違うようで、そのあたりの地ならしも含めてこれからいろいろやっていくんじゃないかと言われて

います。

それから、タイムスタンプは後で説明しますが、要するに、ある種のオーソリティーがこの文書はこの時間にありましたよというのを時刻に関して存在証明してくれる、物としては確定日付みたいなものです。そういうふうなサービスがありまして、これについても決めています。

それから、先ほどありましたドイツのde.mailみたいな書留メールのサービスについてもeIDASの中で規定しています。

それから、ウェブサイトの認証。皆さん、SSLとか、セキュアなサイトにアクセスするというのを、緑色にアドレスのところになったりするじゃないですか。鍵のマークがついたり。あれを、ほんとうに実際の会社、その会社のホームページなのかどうかというのをきっちり認証してくれる、そういう役務についてもやっています。ただ、この辺はまだあまり具体的なことは決まっていなくて、これからもっと細かい規則をEUのほうでつくっていくことになっていますので、そういうものを含めて内容が決まってくるんだと思っています。

こういったいろいろなことをやっているわけです。このeIDAS規則によって、EUの中で電子認証基盤、電子的にいろいろなものをしっかり確認していくような基盤、こういうものが統一されて、国際的な訴訟、外国との間の訴訟ですとか、そういうものについてもお互いに認証し合えるようなしっかりした基盤ができますよと、こういうものを狙って、ヨーロッパではもう来年の1月にはこれが施行されてしまうという状況にあります。ただ、これは各国法でしっかりやらないといけないので、全部の国がこれをちゃんとできているかということ、私は結構どうかなと思っています。ただ、意気込みとしては、ドイツやフランスを中心にこういうものをがんがん進めていて、ヨーロッパでは電子認証基盤ですとか電子訴訟の基盤ですとかがかなり進んでいると、こういう状況にございます。

そのほか、これと相まってやっているのが、eCODEXという動きがあります。これは要は、ほかの国の裁判所のシステムとかそういうものにアクセスして、裁判の申し立てとか裁判情報の取得ですとか、そういうものができるということをやろうとしています。これはまだ今プロジェクトとして進めていて、これが実現されているわけではないようです。ここは今言ったとおりですね。文書の相互運用性ですとか、同じような規格でやっていくとか、そういうことも含めて、EUで取りまとめてこういったプロジェクトをやっているということだと聞いています。

こういうのも含めて、結構大事なんですよね。お互いの国の中でやっているものが相互に使えるということがないとEUなんかだと結構大変なので、日本は全然こんなのはやっていないですけども、ヨーロッパというのはそういう意味ではかな



り進んだことをやっている。ただ、これが実現されているかという、まだこれからという感じだと思います。

ここから日本の話に戻るんですけども、電子裁判というのを実現するためにはどんなものもともと要るんだろうというのがこのページに書かれているものです。先ほどありました電子書留メール、de.mailみたいなものですね。こういうものが結構要るんじゃないかと。要するに、電子的な送達ができないと、裁判自体を全体として電子化していくというのはかなり難しい。そういうことが裁判手続の電子化の中でも結構重要な部分を占めているんじゃないかと言われています。それから当然、民事訴訟法は改正しなきゃいけないです。それから、弁護士会のほうでも頑張ってもらいたいと米丸先生はおっしゃっているわけですね。電子化のメリット、今日来てくださっている方は皆さんお感じになっていると思いますが、こういったメリットをしっかりとやってほしいということです。それから、これは私も耳が痛いところなんですけれども、電子認証局という電子証明書を出す、そういうものがありまして、税理士会とかは自分でそういう認証局を立てて証明書を出しているんです。でも、弁護士会は、はっきり言うと、裁判所に電子的なものを出せないから、メリットがないからやっていないというのが今の現状だと思うんですけど、こういうのもしっかりとやってほしいなと米丸先生はおっしゃっているわけですね。弁護士に関して、弁護士と裁判所の間だけでもいいからそういった私書箱みたいなのを考えてもいいんじゃないのかというのが、この弁護士用電子メール私書箱ということですね。弁護士だということがしっかりわかっていて、しかも送達も確認できるような、そういうものをつくったら、一般的な電子メール、書留メールよりも、こういうのは実現しやすいんじゃないかということですね。こういうのを含めて、裁判所と弁護士の間でちゃんと安全確実な通信というのをできるようにしていく、これが1つ重要じゃないかと。それから、印紙を張っていますよね。特許庁なんかはオンラインで納付できるんですけども、裁判所は印紙ですから、これもこのままでは印紙はどうするんだという話に必ずなりますので、ここは改善が必要なんじゃないかとおっしゃっています。

あと、そういう意味では裁判所の側での送受信システム、ウェブ等になると思いますが、インターネットを通じたこういうものやっていく必要がありますが、そのときには、そこでやりとりされる電子文書というのがどういうふうな書式になっているのか、そういうことを決めていく必要があります。先ほどちょっと説明しましたXML等で書かれているX-J u s t i z、こういうものを参考に日本は日本なりに考えていく必要があるんじゃないかと考えています。それから、裁判所の中でも、これは我々ができることではないですけども、裁判所の中のワーク

フローを分析して、どういうふうに電子文書を管理していくかということ、この検討は必須です。電子文書、今日、この後、電子契約の話をしませんが、結局、どういう業務をやっているかわからないと電子化というのも非常に難しいというのが実情でございますので、こういうのをやっていく必要があると。これはなかなか難しいんですよ。裁判所に関する実証実験とか、裁判所に導入するとか、弁護士会がどこまでできるかというのはちょっと問題があると思いますけれども、こういうことが必要だと言っています。あと、電子文書の管理システムへの一元化。要するに、何らかの形で、この文書は正しい文書なんだよというのを紙ではなくてできるようにしていく、そういうことを全体としてやっていく必要があるんじゃないかということを行っているわけですね。ここは、最後のところは、電子署名のついてる文書というのが例えば20年30年たってもちゃんとした文書だということを確認できるような、そういう枠組みというのもしっかり考えていく必要がありますと、これは非常に重要なことだと思ひまして、こういうことも必要だとおっしゃっています。

駆け足で大変恐縮でしたけど、最後に、今みたいなそういういろいろな議論を進めて、最適化された、日本に一番いいような、そういった電子裁判法制を実現していく必要があるでしょうと。こういったのをやっていくためには、技術というのも非常に重要ですし、日本の法制度というのがそれによって何か変なものになっては困るわけですから、この最適な組み合わせというのをやっていく必要があると。そのためには日本版の電子訴訟の実務ガイドラインみたいなのがやっぱり要るようになると思うんですけども、このためには弁護士会の側も、こういうことが必要なんですよという要求事項なんかをしっかりとまとめていくと、そういうことをやっていく必要があるんじゃないですかと、全然私なんかもやっていないんですけども、こういうことを米丸先生としてはお考えだということでございます。

以上ですけど、途中で来た方もいらっしゃると思うので、ちょっと米丸先生がご都合が悪くなったので、本日は宮内が米丸先生にかわってご説明させていただきました。私からは、とりあえずこの講演は以上です。(拍手)

**【清水】** では、何か質問がございましたら受け付けますので、挙手をお願いいたします。

**【会場発言者】** 長丁場でお話しされる予定みたいなので、あまり複雑なものはいかんと思うんですけど。

**【宮内】** 恐れ入ります。

**【会場発言者】** 税理士会が認証局を立てているというのは初めて聞いたんです。幾らぐらいかかるんですか、費用。

【宮内】 発行手数料ですか。

【会場発言者】 いえ。そもそも認証局を立てる予算というのは幾らぐらいかかるんでしょう。そもそも筋違いの質問だったら、ほんと恐縮なんですけれども。

【宮内】 実はあんまりよく知らないんですけれども、まず、立てるといっても、全部自分でやっているんじゃないかと、しかるべき会社に委託しているんです。これは今から言うことは全くいいかげんなので、いいかげんに聞いていただきたいんですけど、数千万円というところだと思います。

【会場発言者】 1億円ぐらい。

【宮内】 1億円かかった？ そうですか。だそうです。

【会場発言者】 済みません、むちゃな質問だったら、ほんとに申しわけありません。ありがとうございます。

【宮内】 いえ、とんでもないです。今、士業で結構何個かそういうのを立てているところがあって、税理士会と……。

【会場発言者】 司法書士。

【宮内】 司法書士会、そうですね。あと建築関係も何かあったような気がするんですけど、ちょっと覚えていません。それがやっていて、実はそういうところは施行規則に書かれていたりするんです。弁護士会もこういうものが進めば認証局というのを立てていく必要があるんじゃないかと思っています。ちょっと質問に答えられなくて、済みませんでした。

【会場発言者】 ありがとうございます。そういう意味では、米丸先生のご講演ということなので、なかなかちょっと質問の回答があれかもしれませんが、ドイツの場合には証拠が法定証拠主義だったり、あるいは訴訟自体が弁護士強制だったりするという特質があるから、法律上の強制というのは比較的移行が容易なのかもしれませんが、日本でもしこういうことで強制するということになると、やはり本人訴訟とかそういったものとの兼ね合いというのが難しいのかなとは思いますが、その辺については何かありますでしょうか。

【宮内】 そうですね。今日、この後、多分シンガポールの例とか話が出ると思うんですけど、電子化でしかできないとした場合でも、しかるべきオフィスに行くと紙のものを電子に入れてもらえとか、そういう方法をとることはできると思うんです。現に、現在、日本の特許庁では原則は電子申請、電子出願になっているんです。紙で持っていくと、紙でも受け付けてくれるんですけど、電子化するために1,500円の手数料を取られます。1,500円はともかくとして、そのような方法で本人訴訟についても対応していくことは今後可能だと考えています。

【清水】 ありがとうございます。

それでは、引き続き宮内宏弁護士から「日本の電子契約の現状」についてお話しいただきます。宮内先生、よろしくお願いいたします。

【宮内】 私の話ばかりで大変恐縮ですが、もう少しおつき合ください。今回は日本の電子契約についてお話ししたいと思います。今日の全体のテーマは電子裁判ということですが、実は電子裁判が進むためにはいろいろなものが、証拠も含めて電子化というのが進んでくるといこと、そういった社会的な基盤というのがやはり必要になってきて、いわば平時の文書の電子化と紛争時の文書の電子化が車の両輪として全体として広まっていく。こういうことが非常に重要だと考えています。今後、弁護士業務でも電子契約というのはだんだん出てくるとい思います。これは平時、紛争時ともに出てくるとい思うので、ちょっと今日はそういうことで、電子契約がどんなふうになっているかということを紹介していきたいと思いいます。

先ほどドイツの電子署名等にかかわるいろいろな説明をしましたが、日本もやっけてはいるんです。1999年、若い人は知らないかもしれませんが、これは多分小渕さんのときですね。ミレニアムプロジェクト(電子政府構想)というので、何でも電子申請できるようにしましょうと言っけて、政府の側の電子署名とか、そういうものを組み上げてきたんです。GPKIというのはあまりいいアーキテクチャーをしていないというふうに批判を何度も受けているんですが、実はそのアーキテクチャーをつくったのは私で、いろいろとご批判を受けているところではあります。昔そんなこともしっていたことです。e-Japan戦略、これも含めて、そういういろいろなものが電子化できるというのをやっけてきました。これには弁護士会は反対しているんですけど、2004年にはいわゆる住基ネットというので、住基カードというので、持っけていらっける方もいると思っけるんですけど、これに電子署名のものが搭載されたりしています。これがマイナンバーカードに引き継がれることです。それから、2000年には電子署名法というのでできまして、こちらは民間取引や電子申請、両方に使えるような、こういうものが整備されてきています。この電子署名についてもう少し説明していきたいと思っける。

電子署名というものの基盤ができた上で、電子契約システムというものがいろいろとつくられてきています。電子契約システム、これはいろいろな会社が今強力に推進しています。そこを出たところでデモをやっけているのもそういうのの一つです。後でござらんになっていただけるとい思います。何をするかという、契約書の作成や利用、保存、削除、利用というのは相手方に送ることも含めてですが、こういう全体のいわゆる電子文書のライフサイクル、できてからなくなるまで、こういうところを全部サポートしていくというようなシステムがいろいろ

出てきています。基本的には、社内でワークフローとかやっている会社、大きな会社は大体そうですね。社内でやっているのは全部電子化されているのに、外に契約書とか見積書とかを出すときにはそこだけ紙でやっているというのが結構多くの会社で実情になっているんです。そういうところも含めて一体的にサポートするシステムが動いてきているということです。

いろいろなところに結構もう入りつつあるんです。デパートとかコンビニとかそういうところの調達関係でこういったものを使っていくとか、金融や製造、不動産、不動産は結構いろいろあるみたいです。それこそ午後にちょっと説明があるかもしれませんが、こういうところで利用が現にもう進んでいます。

それから、これは経済産業省の外郭団体なんですけど、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会、略称 J I P D E C という法人がありまして、そういうところでいろいろな活動を進めています。彼らは去年、電子契約元年と言っていたんです。へえ、元年ですかと言っていたら、今年も元年と言って、何だかよくわからないんです。毎年、元年らしいんですね。でも、社会的にこういういろいろなところが電子契約を進めているというのが、現状として、現前としてあるのが今の状態です。

この辺から、弁護士の皆さんに話すのもちょっと口幅ったいんですけれども、契約書が電子化できるかという問題をちょっとご案内したいと思います。これはもう皆さんよくご存じのとおり、文書というのは別に一般的には契約の要件じゃないですね、契約書というのは。契約の証拠となるために出しているわけですね。口約束でももちろん契約ですけれども、その契約の証拠として文書をつくります。だから、別に、どんなものじゃなきゃいけないというのは、要式契約じゃなければ、普通の契約はどんなものでも証拠として出せるわけですね。そうすると、真正な成立の証明とかそういうのはありますけれども、一定の制限はあるとしても、紙じゃなくて電子文書であってももちろん出せるということになります。

ただ、これも皆さんよくご存じだと思いますけど、法律で「書面」と書かれているときには紙が原則になっています。これはどういうことかということ、外国の法制では電子文書も紙と同じように扱いなさいということが書いてある法制は結構多いんですけど、日本はそういうのはないです。一般論としては、電子文書というのは書面と認められていません。ただ、個別には認めている規定があります。そうでない限り書面として扱われないんですけど、あります。例えば、これは例ですけども、要式契約で「書面」と明記されているもの、これは保証契約ですね。民法446条2項には、保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。これだけ書かれていたら、保証契約は紙の契約書をつくらないとできないことになるんです。でも、実は、こんなところを読んでいる人はあまりいないと思うんですけど、今度民法が

変わったらどうなるのかもわかりませんが、ここに3項がありまして、保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってなされたときは、書面によってされたものとみなして適用するということなので、この条項がありますから、電子文書で契約書をつくってもその保証契約に効力を生じさせることはできると、こういう仕組みになっているわけです。

このほかに、法律上、書面での提出・保存が官庁に対して必要なものについて電子化してもいいようにしたのがe-文書法と言われているものです。法律に「書面」と書いてあったら、法律を変えないと電子文書にできないですね。これは皆さんよくご存じで、委任されていなかったらできないということで当たり前なんですけど、ただ、このe-文書法というのは、ほかの法律で「書面」と書いてあっても、この法律によって、省令、施行規則ですか。省令で書面を電子文書にかえることができるというものすごい法律なんです。ですから、この法律によって、一般的に省令レベルで電子文書にできるようになりました。あと、いろいろよくなっているものもあると。ただ、特商法のクーリングオフに関する交付書面とか、こういうのはできません。このクーリングオフのやつは、8ポイント以上の字で、赤い文字で書いて、赤枠で囲えとか書いてあるんです。これはちょっと簡単には電子化できないですね。そういうふうな電子化がなかなか進まないようなものも実はございます。

この紙は皆さんのお手元にはありません。お手元にないものは右上に「配布資料にはありません」と書いてあるので、これが書いてあるシートはお手元にないものを説明していると思ってください。先ほど言いましたe-文書法というのは、個別の法律を変更せずに主務省令で電子化できるものです。いろんなものが、提出や保存が義務づけられているものが電子的なものでできるようになっています。電子申請、電子入札などが進んでいるほかに、業法上の文書も電子的な申請ですとか届け出、あるいは電子的な保存というものが可能になっています。結構弁護士の業務にも関係あるかもしれないのが、税務関係の書類に関する電子帳簿保存法という法律です。これは税務上必要な書類、いろいろあるんですけど、帳簿ですとか契約書などの関係書類、こういったものの電子的な保存を許可する法律です。特に電子取引、初めから電子的にやりとりしている、電子文書でやりとりしている、そういう取引を電子取引といいますけれども、これはわりと楽なんですけど、そうじゃなくて、初めは自分のところだけでやっているとか、後から電子化したとか、そういうものについては税務署長の承認が必要なんです。ただ、電子取引の文書については税務署長の承認は不要で、これですね。電子署名とかタイムスタンプ、こういうものをつけた、ちゃんとした記録として入れておくか、そのシステムを非常にきちんとした事務処理規定のもとで運用しているということになれば、電子取引の文書に

については、その電子文書そのものが税務上の書類として保存できると、こういう法律になっています。なお、電子署名が要らなくなるという、来年から要らなくなるんですかね。ちょっと変更とかもあります。これは今日あまり詳しいことは説明できませんけれども、電子取引というのを、これから電子契約等によって取引をやっていく上で税務上の問題というのは非常に重要なので、必要に応じて、こういう法律もあるというのをごらんになったらいいと思います。これは国税庁にQ&Aがありますので、それを見ると、かなりわかりやすく書いてあると思います。

ここから弁護士っぽい話を少ししていきたいと思うんですけど、電子的な契約書というのをういて契約するとすると、裁判になったときの真正な成立の証明というのが非常に重要になってきます。これはある教科書から写しましたけど、その文書の作成者とされる者の意思・感情・思想の表現であると認められる。ここは多分、お手元の資料は「あ」となっているんですけど、これは「ら」の間違いですね。要するに、本人が本人の意思で書いたということを証明しなさいということが民訴法の228条1項に書かれています。これも皆さんよくご存じの方が多いと思いますけれども、私文書については、本人または代理人の署名または押印があるときには、真正な成立が推定されるというのが民訴法に書かれています。これと同じような内容を電子文書について書いているのが電子署名法第3条というものでして、電子文書について、一定の条件を満たす電子署名が付されていれば、真正な成立が推定される、こういう仕組みになっています。ですから、こういうものをつけていくことによって契約書等も電子化できると、こういう形になります。

電子署名と言われても皆さんあまりなじみのない方が多いと思いますので、電子署名について若干説明していきたいと思います。実世界で印鑑を押すと、この印鑑を持っていないとつくれないような印影がついているから、だから、この文書はこの印鑑を持っている宮内がつくったものだと、こういうふうに推定されます。これは皆さんご存じのとおりだと思うんです。これと似たようなことをするんです。例えばIC-Card等に入っている、この中に秘密の情報が入っているんですけど、この情報と電子文書をプログラムに入れると、によによと何か計算して、署名というよくわからないデータをつくります。これは実は暗号的な処理をしているので、暗号文みたいなものなんです。一見でたらめなデータですけども、秘密情報と電子文書に密接な関係のある、秘密情報を知らないといけないし、これ電子文書はほかの文書に変えると違うものになっちゃうので、これと密接な関係があって、要するに、あえて言えば、電子文書と電子署名が対応しているような仕組み。署名対象の電子文書は、元の電子文書と同じですね。署名対象の電子文書と電子署名が対応しているような。だから、電子署名をほかのところに流用することはできない、そ

んなふうなものをつくるんです。これが電子署名というもので、暗号の一種だと思ってください。

これを確認するときにはちょっと特別なことをするんです。印鑑の場合ですと、皆さんご存じの印鑑登録証明書、いわゆる印鑑証明書を用いて、ここに載っている印影とここに書かれている印影が同じであることを目視確認して、ここに書いてある人の判こですねと、そういうことを確認する、これが印鑑証明書の役割ですね。これと同じようなことを電子署名でも行います。この署名を検証するための特別な情報があるんですけども、ものすごいわけのわからない数値があるんですが、この数値を用いて検証できる電子署名というのはこの人の電子署名ですよということを言っているわけです。ですから、紙に押した印影だと目視確認ですけど、電子署名はプログラムを使って、電子署名を検証するための情報を使って検証していくという形になります。そういうものを証明してくれるのが公開鍵証明書、一般的には電子証明書と言われていることが多いと思いますが、そういう電子証明書というのが発行されて、秘密情報と検証のための情報とを対応させて使っていくと、こういうものが電子署名の場合の利用方法になります。

これを使うとどういうふうになるかといいますと、先ほど言いましたように、私の秘密情報を使って電子文書と相まってこの署名というのをつくります。この秘密情報というものと密接な関係にある公開情報というものが電子証明書に入っていて、その内容、その公開情報を使いますと、これと、電子署名と電子文書、この3つのつじつまが合っているかどうかを検証するんですね。これでつじつまが合っていれば正しい、そうでなければだめと、こういうふうに言うわけです。電子署名が正しいことがわかるとどういうことがわかるかというと、まず、この秘密情報を使ってつくったということがわかりますので、署名者の特定ができます。本人性の確認ですね。それから、この電子文書の内容が変わってしまうと、私が署名したときから変わると、これはつじつまが合わなくなりますから、逆に、正しいということは、この文書は私が書いたときそのままの文書であるということがわかるということです。こういうことから、署名したときと内容が同じ、真正性とよく言いますが、要するに、私が書いていること、この内容に対して署名していること、この2つがわかるということで、いわゆる真正な成立というものをこれで確認することができます。これが電子署名というものの役割なんです。ですから、きちんと管理されている電子署名を使えば、本人性ですとか内容の真正性ですとか、そういうものも全部確認できる。これが電子署名の非常に大きな役割になっています。

先ほどちょっと出てきたので、タイムスタンプも簡単に説明しておきます。これは配付資料にはありませんので、こちらをごらんください。電子文書に対して、ハ



ハッシュ関数という変な関数を通して、電子文書を代表するハッシュ値という値をつくるんですけど、ハッシュ値をタイムスタンプをやっている時刻認証局に送ると、正確な時刻とハッシュ値をあわせたものに対して電子署名を生成します。これをタイムスタンプとよく言っているんですけども、時刻認証局はインターネットの向こうにあって、返してくると思ってください。タイムスタンプと言われるデータ、一種の署名です。これを用意していて、これをペアで保存しておきますと、いざ何か起こったときに、この時刻にこの文書があったということを、時刻認証業務の正当性を基盤として示すことができ、時刻認証ができます。ただ、確定日付と似たような役割ですけど、確定日付と同じ法律的な効力はないです。確定日付は民法施行法5条というところに定義があって、そこにあるものしかだめなので、これで例えば債権譲渡とかやっても確定日付にならないんですが、機能としては同じようなものを行っているということです。これはあるところの認定制度、データ通信協会の認定制度がありますけれども、法律的にこれは決まっているものではないです。これは電子署名法とは随分違うということです。こういうものもありまして、先ほど米丸先生の資料の中にタイムスタンプの法制化みたいなことが書いてありましたけど、日本はまだそこまで進んでいないと思っております。

電子署名のほうに戻りまして、電子署名法では、いわゆる真正な成立の推定というのができるということです。どういうときにできるかという条件が3条の括弧書きの中に書いてあります。電磁的記録で何とかかんとかで、本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定するということですが、この電子署名の制限として、これを行うために必要な符号及び物件、これは先ほどありました秘密情報ですとかIC-Card、そういうことを意味していると思ってください。だから、判こをちゃんと持っていれば人に押されないよねというのと同じように、そういったIC-Cardなんかをちゃんと自分が管理していれば、ほかの人に電子署名をつくられること、偽造されることはない、こういうようなことが確認されている電子署名、これが行われているときには真正に成立したものと推定します。ここに書いてあるとおりですね。そういうふうなルールになっているということです。

ここで、これも弁護士の方はご存じの方が多くと思いますが、真正な成立の推定の場合には必ず二段の推定というのが出てくるんですね。紙の文書の場合と同様に、電子文書については、「本人の電子署名」があれば、本人により行われたと推定する。これは全く判例はないですけども、書面に関する最高裁の判例ですね。これと同様に考えられるのではないかとされています。一応、同じように考えられるというのは法務省の公式見解でもあります。本人による電子署名ができれば真正な成立

を推定するというのが電子署名法の第3条であります。そうすると、この「本人の電子署名」かどうかというのが非常に重要になってくるわけですね。一段目の前提事実ですから。これで、要は電子証明書、先ほど出てきましたけど、それがしっかりしているかどうかというのがものすごく重要になってくるわけです。ですから、電子証明書をちゃんと発行しているか、そのとき本人を確認しているか、あるいは、I C - C a r d とかをつくるわけですが、それが確実に本人に渡されているか、こういうことがしっかりしていないと、一体ほんとうにこれは本人のものなのということが問題になってくるわけです。言ってみると、印鑑登録するときにしっかりとした処理をしましょうよと、そういうのに対応しているかと思います。

電子署名法の中では、そういった電子証明書の発行主体、これは実は民間団体がやるんですけれども、こういうものについて規定がございます。いっぱい書いてあったんですけど、ここにまとめてあるので大体よくて、技術的基準に適合していれば、これは自己申告なんですけれども、特に認定なく「特定認証業務」と言われまして、これでも推定効は得られます。ただ、そういったいろいろな基準あるいは本人確認ですとか、そういうものの手順などが法律及び施行規則に定めた基準に適合していることを認定をとることができるんです。これは主務大臣の認定。この主務大臣というのは3大臣共管のすごいもので、3大臣の名前が全部載ってくると、そういう認定ですけれども、こういうものをやりますと「認定認証業務」と言われまして、気分的には実印ぐらいの感じのもの、特定認証業務は気分的には三文判ぐらいの感じのもの、こういうものが両方とも電子署名法ではできるような仕組みになっているということです。これは使い分けがあると思うんですけど、しっかりした契約をするときにはやはりこちらの認定認証業務というところで発行された電子証明書を使っていくというのがいいんじゃないかと思います。安いものだったら、どちらでもいいかなという感じはするんですけど。

そういった認定認証業務等でやっている電子証明書の発行の方法というのはこんなふうになっています。こういうのを発行してくださいよと出して、大体対面が原則なんですけど、発行してくださいと言うと、免許証とかそういうものを見せて、あと戸籍なんかも要るんですけれども、それで本人の確認をした上で証明書を発行してI C - C a r d なんかもつくって、しかるべき方法で確実に本人に渡す。例えば本人限定受け取り郵便ですとか、そういう制度があるんですけれども、そういうもので渡すとか対面で渡すとか、そういう方法で本人に渡すと、こういうことが実際に行われています。

本人確認のときに、これは法令で決まっているんですけど、認定認証業務においては住民票の写しか戸籍が必ずまず要ります。そのほかにパスポートとか免許証と

かそういうもので、写真のあるもので確認してくださいとか、そうでなければ印鑑証明書と実印を押した申込書を出しなさいとか、こんなふうな仕組みになっていまして、かなり厳格な本人確認をした上で出すような、そういったメカニズムになっているわけです。

今、電子署名法の話はずっとしてきたんですけれども、そのほかにも電子署名の証明書を出してくる方法というのは幾つかあります。1つは、これも先ほど言いましたけど、住基カードに載っているやつですね。これも電子証明書が入っています。これは午後に少し説明しますが、ここに入っている電子署名は、電子申請等、公的機関への文書にしか使えないので、今のところ電子契約に使えるようなものにはなっていないです。これがどういうふうになっていくかは今のところ不透明とされています。これは後で少し説明します。それから、商業登記で物理的な印鑑の実印が登録されていますよね。よく登録されるんですけど、それと同じように、代表者と支配人の電子証明書というのを発行することができます。この証明書はB to BやB to Cにも使うことができます。ただ、代表者と支配人しかできないというのはちょっと制限が大きくて、今どき支配人がいる会社も少ないと思いますけど、基本的には代表者のものしかつくれないので、代表者の実印をうまく運営するというのも、それなりにコストのかかることなので、これもちょっと、これだけでやっていくというのもできにくいんですけれども、管理が大変かもしれないとされています。

こういう形で電子署名ができた契約書というのをつくって、それで契約行為を行っていくといういろいろ便利なんですけど、実際裁判になったらこれはどうするんだろうというのがいろいろ言われています。これもよく言われることですが、原本が電子文書のときにどうやって提出するかというのを悩まれることも多いかと思うんです。一応2つの方法があると言われていまして、電子文書が原本だと思ってプリントアウトを写しとして提出する方法というのがまず、これが多いと思います。ただ、弁護士がつくったプリントアウトが、これが原本なんですよと出す方法だって、全然おかしくないです。特に報告書なんかで出す場合にはこういうふうになるかもしれないですね。こういうふうなものを、こうやってプリントアウトして提出しますというときに、プリントアウトが原本として見られる可能性があります。ですから、元の電子文書があるんですけれども、これは争いがあったときに、結局、こっちが本物なのだというのをどちらにしても判断していかなければならないということになります。

現実的にはどうやっていくかというのと、多分なんですけど、まずはプリントアウトを出して相手の様子をうかがうんじゃないかと思うんです。つまり、相手が真正

な成立を争わないんだったら、これでおしまいですよ。これは皆さんよくご存じだと思いますけど、日本人は自分が出したものを違うと言う人は少ないですよ。だから、大体これでいけるんじゃないかと思うんですけど、いざこれがいかなかったときに、例えば検証画面のプリントアウトとかも考えられますが、私だったらこうするというのは、もう電子文書をCD-ROMとかそういう媒体で相手に渡しちゃう。裁判所と相手に証拠として出しちゃう。自分で検証してみてくださいと。検証の仕方もちょうとコーチして、自分でやってくださいと。そうすると、多分裁判官も事実上自分でやって、これはちゃんと署名検証できるねと思ったら、いいんじゃないですかと言ってくれるんじゃないかと思うんですけどね。多分相手方も自分でやれば納得する人が多いと思うので、これでほとんどいけると思うんですけど、これでだめだとするとちょっと大変で、いわゆる民訴法でいう検証、裁判官の五感による確認ですね。あるいはしかるべき鑑定、こういうのをやっていくことになりましたが、裁判官は検証とか大体やりたがらないですよ。だから、なるべく裁判官を味方につけて、ここまで済ませるようにしていくのがいいのかなと思っています。このあたりは、もしも事件になったら私に相談してください。

あとちょっと、あまり時間がないんですけども、電子契約というのはどんなふうにやるかというのの例をごらんに入りたいと思います。外でデモをやっていますし、午後もこれは少し話題になると思いますけれども、こんな感じというのを見ていただければいいと思います。A社とB社が、これは特別なシステムを使わないで、自分のところだけでやっていこうというような場合には、しかるべき、例えばWordとかそういうので作成しますよね。それに対して、これは多分PDFになっていると思うんですけども、電子署名を生成して、契約書にA社の電子署名がついた形でB社に送ります。B社は、これ全体として、署名も含めて、もちろん内容も確認するわけですけど、署名を確認した上で、正しいものだということがわかったら、自分のほうの電子署名を生成して、両方の署名がついたものになりますね。A社の電子署名とB社の電子署名がついている契約書、こういうものになります。これを保管すると。これを相手方に送って、A社のほうでも同じものを保管します。こういう形で、両社の判こが載っている契約書と同じようなものをつくって、お互いに保管しましょうと、こういうことが一般的にできると思っています。

ただ、これを全部自分のところのシステムでやろうと思うと大変なので、多分これから主流になるのはASPを使う方法です。これは何かというと、要は契約書の作成から保管、そういうものを全部統合的に管理してくれるようなASPというのが出てき始めているんですけども、要はこの機能を使って電子文書を作成したり署名を生成してつけたりするわけです。そうすると、ここの中でA社のスペース

とかB社のスペースにこれが投入されるわけです。B社のほうには、こういうのが来ましたよと通知が行って、そうすると、B社のほうでこれをダウンロードする等でこの内容を確認して、電子署名も確認します。B社のほうでもこの機能を使って電子署名をつかって、やっぱりここに入れていきます。そうすると、ここの中に全部そろって、クローズしたものがここに保管もされているので、必要なときにこれを閲覧すると、そういう方法でやっていくと、自分のほうではあまり何もなくてもできて、ここにいろいろな登録とか、相手の設置とか、証明のための何かとか、そういうのは要るんですけども、多くのものはこちらでやっていけるようになるんじゃないかと思っています。こういうふうなやり方で比較的簡単に電子契約というのが実現できるようになってきていると、そういうふうに思っています。

こういった電子契約の効果、これはよく言われることを並べたものなんですけれども、幾つかあります。まず1つは印紙代が要らないんです。収入印紙を契約書に貼りますよね。請負契約とか基本契約とか、そういうのに貼りますね。そういうときに、電子化すると、これは印紙が要りません。これは国会の質問でそう言われているそうなので、今の法制上は大丈夫です。ただ、将来電子契約がものすごく広まったときに、何か取るよと言い出す可能性はちょっと否定できないですね。ただ、印紙税という法制自体が世界的に見てもそれは非常に少ないので、なかなかないんじゃないのかなと思っています。

それから、これは取っかかりなんですけど、実はこっちのほうが大きいんです。印刷したり封書に入れたり郵送したり、そういった費用というのも意外とかかっているのが実情です。電子化すれば、それは非常に安く抑えられます。

あと、実はこういうことをやる手間ですね。そういうところの業務というのが1つ効率化できると。あと、紙で管理しなきゃいけないと、こういうところを、電子的な管理はずっと楽じゃないですか。紙だと原本を金庫に入れなきゃいけないですけど、電子文書だと、コピーしても、どっちが原本ということではなくて、コピーも全く同じ力を持っているんです。そういうわけで、複製を保存するとか、そういうこともできる。いろいろな意味で管理が非常に容易になります。

今の話の流れとして、Business Continuity Plan、企業の継続性対策とかよく言われますけれども、複数のものをつかって遠隔地に複製を保管することによって、大規模災害に遭っても大丈夫、なくなっちゃわない、そういうふうな大きなメリットもあります。

それから、コンプライアンスの向上というのもよく言われています。閲覧とか検索が容易なので、監査の効率というのは非常に上がると言われていますし、それから、いわゆる密行性ですね。「こういう契約書あるの？」とそこの部門のところに言

ったら、もうやっていると見え見えですよ。けど、電子的なものだったら、その部門の人に言わずにこっそりやることもシステム上可能になるんじゃないかと思います。それから、M&Aなんかのデューデリなんかに、みんなが乗り込んでいくと何をやっているかばれちゃうので、そういうのを一般社員に知られないようにやることもできるということになります。

それから、ちょっとこれは配付資料にはないんですけど、電子証明書というのは有効期限があって、その間に証明したということを示さなきゃいけないんです。ちょっと時間がないのでばばっとやりますけれども、長期署名という方法で、何回もタイムスタンプを重ね書きするような方法で、何年でも有効性を保つことができると、こういうものがあります。これはISOなんかでいろいろ標準化されていますので、大体こういうものが今使われるようになってきていて、多くのシステムでこういったものを使って、何年たってもちゃんと電子文書が有効に成立したことを証明できると、そういう仕組みになっています。

駆け足で失礼でしたけれども、電子裁判の実現は、やはり裁判外のものとも相まってやっていく必要があると思います。電子契約については、法的な整備が進んでおりまして、かなりできるようになっています。システムが開発できているので、個々のユーザーについては専門的な知識がなくても導入ができるようになっています。先ほど言いました、すごくたくさんさんのメリットがあるので、これから発展していく、そういう分野だと思っています。先ほども言いましたけど、そこを出たところで新日鉄住金ソリューションズと、こういう会社が展示をやっていますので、ぜひ、どういうふうに動くかというのを見ていただくとよいかと思います。

私からは以上でございます。(拍手)

**【会場発言者】** ASPというのはアプリケーション・サービス・プロバイダーですね。

**【宮内】** そのとおりです。アプリケーション・サービス・プロバイダーですけど、要するにクラウドだと思っただけであればよろしいかと思います。

**【清水】** ありがとうございます。では、次は遠慮なくご質問いただいで結構ですので、挙手をお願いいたします。

**【木呂子】** 二弁の木呂子と申します。どうも、大変興味深いお話で、こんなにすごいことが実際行われているんだなということを知って大変勉強になりました。ありがとうございます。それで、1点だけなんですけれども、電子証明書の中で「密接な関係」という言葉が出てきていて、その概念がいまいち分かりづらいので、「密接な関係にある」ということのご説明を補足いただければと思うんですが。

**【宮内】** 密接な関係にあるのは何かというと、ここに入っている秘密情報とい

うのがあるんですね。すごく端的に言いますと、この情報で、電子文書に対してある種暗号化するんです。公開鍵暗号と言われるような仕組みを使っているんですが、それで暗号化したものは、それと対応する、これを使うと復号できる、もとに戻せる、そういう関係がこの公開鍵というものと秘密情報と言われていたものの中にあるんです。その公開鍵を使って復号してみると、つじつまが合っているかどうかはわかると、そういう仕組みになっているんです。もっと詳しい説明をすべきなんですけれども、大ざっぱに言えばそういう話ということです。

【木呂子】 その関係を示す言葉が「密接な関係にある」と。

【宮内】 そういうふうに私は表現しました。はい、そうです。

【木呂子】 わかりました。

【宮内】 その2つが、言ってみると、1対1に対応しているようなものなんです。1対1で対応しているもので、片方でやるともう片方で確認できると、そういうような暗号的な関係がある2つのものです。ちなみに、これ、さっき数値がぐちゃぐちゃと出てきていましたけど、点々となっているのはだてじゃなくて、これは大体600桁ぐらいあるんです。600桁ぐらいの数というのは見たことないんですけれども、そんなふうなものを使うことによって安全性を保っているというような仕組みになっています。

【木呂子】 どうもありがとうございます。

【清水】 ほかにご質問はございませんでしょうか。では、宮内先生、ありがとうございました。

【宮内】 どうもありがとうございました。

【会場発言者】 ちょっと無知なもので教えていただきたいんですけど、電子署名には時刻情報は付与されないんですか。それとも、付与されるけど、改ざんができちゃうということなんですか。

【宮内】 電子署名そのものにもつけようと思えばつけられるんですけれども、その時間というのが正しいかどうかはわからないんですよ。要するに、電子署名をするときに付けることはできます。だけど、その時刻がほんとうに正しい時計に基づく時刻かどうかはそこで確認しようがありません。ですから、正しい時刻を持っている、この正確な時刻というのが結構ポイントなんですけど、これを取り込んでいるということがタイムスタンプの非常に大きな特徴です。皆さん契約書に日付を書きますよね。でも、あの日付どおりに書いているかどうかというのは確認不可能ですよ。大体言ってみれば、そういうようなものと、これはちゃんとその日のものだということが後日、第三者でも確認できると、そういう違いがあると思ってください。

【清水】 ありがとうございます。

【宮内】 どうもありがとうございました。

【清水】 それでは、午前の部の最終として、当委員会が総力を挙げて作成いたしました『法律家のためのITマニュアル 新訂版』、会場を出たところで販売しておりますけれども、これの内容について簡単なお紹介をさせていただきます。長野県弁護士会の山崎泰正先生、よろしくお願いたします。

【山崎】 長野県弁護士会の山崎です。ここに出ておりますが、あと皆様、お手元のほうに本日の資料と一緒にこちらのチラシのほうを入れさせていただいておりますが、このたび『法律家のためのITマニュアル』、こちらのほうを改訂いたしましたので、そのご紹介をさせていただきます。もともとこの本は2009年の11月、3回前の業革シンポのときに初版を発行させていただいたんですが、何せこのIT分野というのは日進月歩で、大分内容として古くなってまいりましたので、このたび、6年の時を経たということで改訂版のほうを執筆することとなりました。当IT検討プロジェクトチームの弁護士8名、事務職員2名、IT技術者1名で執筆、編集のほうをしております。弁護士業務全般にわたりましてIT技術をどう用いれば業務に役立つのかということについて、これはここにあるようにサイズも前回の本より小さくなっているんですが、コンパクトにまとめた1冊となっております。では、ちょっと中身のほうのご紹介をさせていただきます。

まず、この本の編集上の特徴についてお話しします。これは電子納付による納付手続のページをサンプルとして表示しております。まずこの本、この右上のところ、ポイントとして、点線の中で3つのポイント、これを各項目の冒頭に書いておまして、この章について何が書いてあるのか、ITを使って何ができるのかということを知りやすく提示しております。その次に、これは項目ごとによって入るページと入らないページがあるんですが、実際の業務場面をイメージした4コマ漫画を挿入しておまして、具体的にどうITが役立つのかというようなことを知りやすくしております。また、このITの分野というのはとにかく言葉がわかりづらいところがございますが、そういったIT関連用語についても丁寧に説明を行っております。

具体的な中身、各章の概要、まず章立てのほうをご紹介いたしますが、まず1章として、事務所のITインフラ、ITを活用する上でどういったインフラを整える必要があるのかということをもとに説明し、あと2章、インターネットでの情報収集、3章では今度は情報収集以外のサービスの活用、これは電子内容証明と発信その他の方法について書いております。4章として文書作成、後で述べますが、ワープロソフトの効率的な利用方法やPDF化等を書いております。あと情報活用



方法、メールやSNS、クラウド、VPNといったものの利用方法について書いています。あと、こういったインターネットを利用するというのは、便利な反面、一旦情報漏えい等が起きますと、それは多大な損害をこうむってしまうこととなりますので、そういった上で気をつけなければいけないセキュリティー、この留意点について最後にまとめさせていただいております。

各章についてもう少しご説明してまいります。まず、これは第1章のITインフラのページですが、これはその中の2ページを切り出したものですが、こちらにございますように、文章だけでなく、具体的なイメージ図、どういう設備を入れて、どう配線しなきゃいけないのかというようなイメージ図を入れたり、今度、右下のほう、具体的な機器の写真を入れたりして、わかりやすく解説して、イメージを持っていただきやすくしております。そのほか、機材購入時のポイントや、弁護士、事務職員が実際に利用している便利なソフトウェアの紹介などもコラム的に盛り込んでおります。

次にインターネットでの情報収集ですが、皆さん、午後も話がありますが、法令、判例情報等はインターネットで入手されるというのがもう弁護士の常識となっておりますが、そのほか各種事業者の情報、登記情報などについて、その入手方法、活用方法について説明しております。

次、インターネットで提供されているサービスの活用方法、こちらは先ほどもちょっと挙げましたけれども、電子内容証明のページをサンプルとして表示しております。こちらにございますように、実際の操作画面を掲載しまして、どのように利用できるのかということを知りやすく説明を加えております。

次が文書作成の高度化ということで、こちらには代表としてテンプレートの作成・活用のページと、あと文章入力効率化についてページをサンプルとして表示しておりますが、弁護士の仕事というのは基本的に大半は文書の作成ですが、そういった文書の作成を効率化するために、テンプレートを活用したりだとか、文書の入力方法を工夫する、あるいは文書保管、あるいは依頼者への送付等のためにPDFにする方法、そういった、ITを活用することによって業務をいかに効率化できるかということについて解説を加えております。

次、第5章、情報活用方法の多様化でございます。皆様メールを使われているのは当然として、あとは皆さんパソコンを使って、あるいはスマホを使って事務所の外でお仕事をされるということも多いかと思いますが、そういったときに情報の保管で便利なクラウドサービスあるいはVPN、そのほか依頼者への連絡や新規顧客の誘引等に使えるSNSの利用まで、各種情報活用方法を紹介しております。こちらについても、こうやって実際の機器の写真を入れたりだとか、あとは、これ、右

側のところはVPNとクラウドの違いについて、概念図を入れたりして、イメージを持っていただいて、わかりやすく説明を加えております。

最後の章、セキュリティー面での留意点でございますが、先ほど述べましたように、このセキュリティーを維持するということは特に個人情報を扱う弁護士の仕事の上で必須でございますので、その留意点について、実際の事故事例や考え得る事故経路などについても触れながら解説を加えております。

末尾には、一昨年、日弁連で定めました弁護士情報セキュリティガイドラインのほうを収録しております。

このように非常に濃い内容をわずかこの厚さの本に集約しているのが、実に使える本です。私もついこの間、事務所の構成をワンフロアからツーフロアに変えたんですけれども、この本のゲラを使いながら作業をしましたが、大変役立ちました。この本、先ほどから話に出ていますように、この会場を出ていただいた正面、第8分科会会場入り口の書籍販売ブースにて絶賛発売中です。この本の奥付を見ると、10月20日付なんだけれども、もう売っているということで、ぜひお買い求めください。よろしく願いいたします。(拍手)

【清水】 どうもありがとうございます。

午前の部、ご清聴ありがとうございました。ただいまから昼食休憩といたします。再開は13時、午後1時を予定しております。

( 休 憩 )

【清水】 それでは、時間となりましたので、ただいまより午後の部を始めさせていただきます。

午前の部からご参加の皆様には繰り返しになりますけれども、入口でお配りしました青の用紙、アンケート用紙をお配りしております。お帰りの際には、アンケートにご記入の上、回収箱のほうにお入れいただきますようお願いいたします。

それでは、まず本日午後の部の枠組みについて、当委員会の分科会長の本田先生からお話しいただきます。

【本田】 本日はどうも大変お忙しい中、第8分科会のこの端っこの部屋をよくお探しいただいて来ていただきまして、まことにありがとうございます。第8分科会の分科会長をさせていただきます、横浜弁護士会の本田と申します。

午前中からお聞きいただいている先生方、皆様には既に告知させていただいた点ではございますけれども、本日の配付資料でも一番上のほうに書いておりますが、ドイツ法の主に発表をしていただくということで米丸恒治神戸大学大学院の法学研究科教授に来ていただいてメインでお話しいただくことにしておったところではございますけれども、実はほんの2日ほど前になりまして、非常に緊急なことだった

んですが、米丸先生のよんどころないご事情で本日ご参加いただくことが難しくな  
ってしまいました。そこで、午前中も多少組みかえさせていただいてやらせていた  
だきましたけれども、午後のほうの後半のパネルディスカッションでも、米丸先生  
にご参加いただく予定だったんですけれども、残りの委員で補って、できるだけ立  
体的に進められればと思っております。午前中は主に総論的なご説明、一般論的な  
ご説明がございましたので、午後はまず前半で各国の事情を個別具体的に見た上で、  
途中、ずっとやってまいりました判例検索サービスとか業務に役立つハードウェア  
のご紹介といったものを交えながら、後半のパネルディスカッションのほうではさ  
らに今後の展開について具体的に、今の我々の業界の中での動きとしてどういうふ  
うに捉えていくべきかというところを展開させていきたいと思っておりますので、  
どうぞ最後までご清聴いただければと思います。よろしく願いいたします。

まず、韓国のほうのご紹介からになりますので、どうぞよろしく願いいたしま  
す。

**【清水】** それでは、まず「韓国の電子裁判」について、第二東京弁護士会、新  
阜直茂先生、韓国の弁護士資格をお持ちの朴相珍先生のお二人にご紹介いただき  
たいと思います。よろしく願いいたします。

**【新阜】** ただいまご紹介いただきました、第二東京弁護士会の新阜でございま  
す。

**【朴】** 韓国弁護士の朴相珍と申します。よろしく願いいたします。

**【新阜】** 本日は「韓国の電子裁判」ということで、今、実際に韓国でどうい  
った電子裁判がされているのかというのをかなり具体的な形でご説明させていただ  
きます。後ほど朴先生には実際にこの場で韓国のシステムにアクセスしていただき  
まして、訴状を作成するというデモを若干ライブでやらせていただきます。うまくい  
くかわかりませんが、早速始めさせていただきます。

まず、その前に総論的なところを少しご説明いたしますけれども、法整備・運用  
状況ということで、平成22年に韓国のほうではe裁判に関する基本法が制定され  
ました。その後、特許法院、日本でいう知財高裁ですけれども、こちらで先行して  
e裁判が始まりまして、平成23年5月に民事訴訟全般で運用が開始されてお  
ります。その後、家事事件、行政事件、破産・再生事件、執行・非訟事件という  
ことで、本日現在では民事の分野に関してはほぼ網羅されているというような状況  
となっております。ちなみに、昨年度の統計でいいますと、民事訴訟事件の53%が既に電  
子訴訟で提起されているというレポートもあるようでございます。

続いて、システムの概要ですけれども、これは韓国の裁判所がつくりました専用  
のウェブサイトアクセスして利用するということになっておりまして、したが

まして、Internet Explorerなどのウェブブラウザで利用するのが基本ということですが、何とモバイルアプリも配信しているということでございます。それから、これは国によって、アメリカなどですと州であるとか地域ごとにシステムがばらばらだというような国もあるんですけれども、韓国の場合は日本と同様に単一国家の国ということもありまして、国内を通じて単一のシステムということになっております。

こちら、ちょっと見にくいですが、後ほども出てまいります、その専用サイトのトップページとなっております。

続いて、ユーザー登録ということですが、このe裁判を利用するためには、まずユーザー登録というものが必要になります。その際に必要になりますのが、ここに書きました「公認認証書」というものが必要になります。これは韓国政府が公認した本人確認のための電子ファイルということで、先ほど午前中のご説明でもありましたけれども、日本では電子証明書というような形で、あまり普及していませんけれども、利用されているものでございます。その韓国版ということでご理解ください。ただ、韓国が若干異なっておりますのは、日本の場合ですと大体、住基カードといいますか、磁気カードの形で発行されるんですけれども、韓国の場合にはあくまで電子ファイルということで、それぞれが保存する方法はUSBに保存したりとか自由にできると。もちろんパスワードをかけるんですけれども、そういった特色があるということになっております。それから、ユーザーの種類というところですが、こちらは大まかに分けまして2種類ありまして、当事者としてのユーザー登録、それから代理人としてのユーザー登録という2種類ございます。このうち代理人としての登録に関しましては、もちろん弁護士自身のIDをつくることのできるんですけれども、それだけではなくて、事務局IDも作成することができるということになっておりまして、この事務局IDで何ができるかといいますと、公認認証が必要な最終的な文書の提出とか、そういった重要な行為は弁護士が公認認証で本人確認をしなければいけないんですけれども、それ以外の準備段階の、例えば証拠をアップロードしたりだとか、そういった簡単な作業はこの事務局IDを通じてやることのできるということになっております。

続いて、電子訴訟の選択ということですが、国によってもう強制されている国などもあるんですけれども、韓国の場合は原則として電子訴訟をやるかどうかは当事者が決めることができます。そうしますと、一方当事者はやりたいけれども、他方当事者はやりたくないというようなケースが出てまいります。そういった場合には、一方当事者がやりたいと言った場合にはその訴訟は電子訴訟になります。ただし、やりたくないと言っている当事者は引き続き紙を提出することができるとい

うことになっておりまして、これは片面的電子訴訟という形で呼ばれております。この片面的電子訴訟の場合には、紙ユーザーが紙で出した書類をどうするのかという問題がありまして、先ほど午前中の話にもありましたけれども、代行業者などを通じて電子化している国もあるんですが、韓国の場合はこれを裁判所がやるということになっていまして、このあたりは日本ではなかなか、もしやるとしてもまねできないのかなというような気がしておりますけれども、ここが大きな特色になっております。そのほかに、原則として当事者は自由に選択できるんですけども、国・地方公共団体などにつきましてはこの電子訴訟の利用義務があるということになっております。したがって、国・地方公共団体などが被告になります行政事件、これの新受事件は今ほぼ100%電子訴訟になっているということのようでございます。それから、この電子訴訟の選択は原則として個別事件ごとにやるかどうか決めるわけなんですけれども、あらかじめ、私はずっと電子訴訟でやりますという事前包括同意というものをすることができると、これは1年間有効ということになっております。

では、前置きの説明はこれぐらいにしまして、早速、訴訟提起のデモに入りたいと思います。こちらが今、トップページを先ほどと同様に表示させていただいておりますけれども、今回は架空の事例としまして、1,000万ウォンの貸金請求訴訟を提起するという架空の事例を想起しまして、訴状を作成していくという形で進めさせていただきたいと思います。まず、この左側の上のほう、ちょっと見にくいですが、ここでIDとパスワードを入力しまして、公認認証書でログインするという作業が必要になります。先ほど公認認証書に関しては電子ファイルとして発行されると、おのおの保存するというようなことを述べましたけれども、今日、朴先生にはこちらのUSBに公認認証書を入れてきていただいておりますので、これを今つないでいただきます。ほかにもいろいろハードディスクですとか、それこそスマートフォンにも保存することができるということになっているようです。これがログインの画面なんですけれども、この上のところで、これは公認認証書の保存先を選択する画面になっております。ハードディスクとかいろいろありますけれども、今回はこのUSBをクリックします。そうすると、ここに、公認認証書のファイルがここにありますよと出てきますので、この下のところでパスワードを入れていただきます。これは8桁以上か何かですか。

【朴】 はい。

【新阜】 はい。これでログインします。これで一応ログインが完了したという状態になっております。ちなみに、これは韓国語で書かれていて何が何だかわからないと思うんですけども、お手元の「当日配布資料」に一応画面推移に関するの

それぞれ翻訳を朴先生にさせていただいておりますので、そちらも適宜ご参照いただければと思います。

まずこのトップページですけれども、この上側の青い部分ですが、左側から、書類提出、送達文書の確認、それから閲覧／発行、納付／還付、訴訟費用ですね。それから、私の電子訴訟ということで、これはマイページのような機能になっておりますけれども、そういうふうに書いてあります。今回は訴状を提出するということですので、一番左側の書類提出のところを選択していただきますと、下にずらっと出てきますけれども、これは民事、家事とかいろいろな事件類型が表示されております。この上から2番目のところが民事書類という欄になっていまして、ここをクリックしていただきます。

そうしますと、このような画面が出てきますけれども、この緑色の部分には、訴状、答弁書、準備書面、書証、証人申請など、提出する書類の選択肢が表示されております。右側で検索もできるんですけれども。今回は訴状を作成すると。これが訴状と書いてありますので、こちらをクリックします。

そうしますと、次の画面に移動しましたけれども、これは先ほど申しました、訴訟進行、電子裁判に関する同意書です。同意の文書となっております、これから文書は電子文書で出さなければなりませんといったようなことが書いてあります。この右側で同意をクリックします。そうしますと、ここに緑色2つ出てきますけれども、この左側が当事者作成、右側が代理人作成となっております、ここで本人訴訟かどうかのふり分けがされるということになっております。本来ですと代理人作成ということで進めていきたいんですけれども、本日は朴先生の公認認証書の関係もありまして、左側の当事者作成のほうで進めてまいります。つまり、本人訴訟として提起するというございます。

続いての画面ですけれども、ここではまず事件の基本情報を入力するということになっておりまして、まず一番上のところは事件名を入力する欄になっていまして、ここをクリックしますと、ずらっと出てきますけれども、これは建物明け渡しとか韓国語で書いてあるんですけれども、いろいろ事件類型が書いてあります。この中から、今回は貸金請求というものを選択していただきます。その下は請求の区分になっていまして、財産権か非財産権かという選択肢ですね。左側が財産権ですので、そちらを選択してあります。それから、その下は、これは訴額の算定方法ですね。請求金額、それから土地などの評価額、それから一番右側が算定不能な場合のものですけれども、今回は金額ということで進めていきます。その下に実際の金額を入力しますけれども、今回は1,000万ウォンの貸金請求ということですので、1,000万と書いていただきます。その下の青い枠ですけれども、こちらは裁判所と

書いてありまして、提訴先の裁判所を選択するという部分でございます。クリックしますと、ずらっと、これは全国の裁判所が載っているんですけども、今回はソウル中央地方法院ですか、そちらを今選択していただきました。ここで一旦、一時保存ということで、これで保存されました。

さらに下に移動していただきますと、次の部分ですけども、ここは当事者目録を作成する欄になっております。まず出てきましたけれども、ここで原告、被告と書いてありまして、まず原告を選択してありますけれども、その下側のところですね。ここは自然人、法人、国・地方公共団体などの法人格を選択する場所になっております。今回は自然人でございます。ここはちょっと細かいので省略しますが、次、ここですね。この部分が郵便番号を入力するような欄になっておりますけれども、ここがいわゆる韓国の住民登録番号を入力する欄になっておりまして、日本でいうところのマイナンバーのようなものでございますけれども、これを入力します。これを入力しますと、何とあらかじめ登録したデータを全部呼び出すことができますして、住所、氏名、それから電話番号、eメールアドレス、そういったものを自動的に呼び出すことができるということで、一々入力しなくていいということになっております。ですので、これで原告の情報は入力完了ということで、またここで一度、一時保存をしていただきました。続いて被告を選択します。被告についても同じように入力していきますけれども、もちろん自然人ということで進めさせていただきますが、被告の場合、通常、相手の住民登録番号はわかりませんので、それは抜きにして打っていかなきゃいけないんですが、今回は一応架空の人物ということで、ホン・ギルドンという何か小説に出てくる人の名前だそうですけども、それを書いていただきました。本来であれば、この下に住所、電話番号などを入力していくんですが、今回はちょっと時間の都合もありまして、ここに住所不明という選択肢もあるんですね。それを選択していただきます。これで保存していただきます。これで原告、被告の登録が終わりました。

さらに下に移動しますと、今度はこれは請求の趣旨を入力する欄になっております。この部分に関しては、今、朴先生に打っていただいておりますけれども、わざわざ日本語で打っていただいておりますが、このような形で直接入力することもできますし、どこか別のところでWordか何かで作成したものをコピー・アンド・ペーストするようなこともできます。これで請求の趣旨は入力完了しました。

それから、下に移動しまして、今度はこれは請求の原因です。請求の原因を入力する欄ですけども、こちらと同じように、先ほどと同様に、直でべた打ちということもできるんですけども、やはり請求原因となりますと、通常、請求の趣旨よりもかなり長くなるのが一般的ですから、そういった場合には、こちら、下側を選

扱しまして、あらかじめ別ファイルで作成したものを読み込むことができます。今回はあらかじめ「請求原因」というテキストをつくっていただいておりますけれども、それを開いていただきます。これを今アップロードしておりますけれども、今これはPDFに変換中というような表示、もう変換できたということで、できておりますが、ちょっとこれはすみません、スライドですと少し見にくいんですけども、ここにファイル形式として対応するものが書いてありまして、PDF、HWPというのは日本でいう一太郎みたいなものですが、それからDOC、Word、それからTXT、いろいろなファイル形式に対応しているということになっております。これで請求趣旨と請求原因ができましたので、また一時保存をしていただきます。そして、先に進みます。

次に、これは証拠を提出する画面なんですけれども、書証ですね。こちらに関しても先ほどと同様に、請求原因のように、ファイルを読み出す、登録するということもできるんですが、これは非常に便利な機能としてドラッグ・アンド・ドロップもできるということで、今これはデスクトップに「契約書」というファイルがありますけれども、これをぐりぐりぐりっとやると、これで登録できると。これ、右側で保存を押していただきます。そうすると、今これはアップロードしているんですが、できましたと。非常に使いやすいということですね。これはもちろん1個だけじゃなくて、10個ぐらいまとめてファイルを登録するということもできます。

それから、その下のほうに移動しまして、今度はこれは日本でいうところの証拠説明書のようなものになっておりますけれども、先ほど「契約書」というファイルを登録しましたけれども、登録したことによって自動的に甲1号証という形でもう振られているということになっておりまして、この右側のところで立証趣旨などを書く欄があるんですけれども、今日は時間の関係もありましてそこは省略いたしますけれども、いずれにしても、こういった形でファイルのアップロードをすれば登録されていくと。もちろんこの数字をいじることはできますけれども。これで証拠を作成しますと、証拠に番号をシステムが自動的に振ってくれます。したがって、事務局の人が一々、甲1号証とか書く必要はないということになっております。

それから、その下に移動しましたけれども、これは附属書類を登録する欄となっております。当事者訴訟ですと、法人が当事者であるような場合に法人登記簿を登録したり、あるいは代理人の場合には委任状を登録したりすることになるんだと思いますけれども、そういう欄となっております。これもやり方は証拠と同じですので、今回は省略させていただきます。ここでまた一時保存をした上で、次に進みます。これは今、内部処理をしておりますけれども、ここが若干時間のかかるところで、ネット環境が悪いと、たまにとまったりすることもあるんですが、ちょっと



お待ちください。今、変換しております。うまくいきました。

これが先ほど情報を入力したものがこういうPDFファイルの「訴状」という形ででき上がっておりまして、上から原告、被告、これは貸金請求事件と書いてあるのですが、これが請求の趣旨ですね。2ページ以降はちょっと省略しますが、請求の原因が書いてあります。ここでこういうプレビューが表示されて、この内容を確認しますと。下のほうに移動していただきまして、これで間違いありませんというところをクリックすると、次へ進むということになります。

次の画面は訴訟費用の納付の画面に移りました。ここでは、先ほど冒頭にいろいろ財産区分とか金額を入力しましたけれども、それに基づいて自動的に印紙代が計算されていると。ですので、間違えることはないということでございます。まず上のほうは、これは印紙代が書いてありまして、4万5,000ウォンと。その下は日本でいう郵券代、送達費用ですけれども、3万5,500ウォンということになっております。ちなみに、電子訴訟を利用しますと印紙代が1割引きになるというメリットもあるそうでございます。それから、その下の部分は支払い方法です。印紙代の支払い方法が書いてありまして、大きく分けて振り込みとクレジットカードが利用できるということで、クレジットカードも使えるということで、この画面で納付手続を済ませることができるといってございまして、今日はちょっとデモ手続ですので、払う手続は省略しますので、下に、次に進んでいただきます。

これが最後の画面になりますけれども、ここで今まで作成してきた情報、事件名、それから裁判所、請求金額、原告、被告、それから、これは印紙代ですかね。これは郵券代。そして、ここで、今回はこれしかありませんけれども、訴状と甲1号証ということで、ここで最終チェックをした上で、これを押しちゃうと提出しちゃうということになりますので、今日はここでストップさせていただきますけれども、一応このような形で、少し駆け足になりましたが、ごらんになっていただいて、ちょっと早かったかもしれませんが、非常に使いやすいシステムになっております。

朴先生、ありがとうございます。(拍手)

それから次に、以上で訴状を作成して提出したということで、その後の手続に関しても簡単に説明させていただきます。まず送達ですけれども、訴状の送達。これは基本的には紙でまず送達します。これはなぜかといいますと、被告が同意するかわからないからということでございます。これは裁判所がプリントアウトするということになってはいますが、その上で、ただし、被告が、先ほど事前包括同意というのがありましたけれども、それをやっている場合、あるいは相手方が国の場合には、これは電子的に送達がされるということになります。では、その電子的な送達というのはどういうふうにするか。これは訴状だけじゃなくて、その後の準備書面とか

も同じですけれども、これはあらかじめ登録したメールアドレス、あるいはケータイのSMSも使えるそうですけれども、そちらに相手が出しましたよという通知が届きます。届きますので、そこから自分でシステムにログインして、書類を先ほどのサイトで確認すると。それを確認したことによって送達が完了するということになります。したがって、一々受領書を返信しなくていいというのは、細かいですけれども、事務的には非常に負担が減るかなということでございます。ただ、1点注意点としては、この通知をほったらかすことはできないということで、通知が来てから1週間を経過すると送達したものとみなされますので、もちろんメールの管理はきちんとしなければいけないという点はあるわけでございます。

続いて、その上で弁論がやられるわけですから、準備書面等の提出、これは先ほどの訴状に準じて作成して提出するということになります。もちろん当事者を入力したりとか、訴訟費用と関係ありませんので、もっと手続としては簡単なものになってまいります。それから、次の電子訴訟に対応した法廷ということですから、次のスライドを表示していただきますと、これは実際の韓国の裁判所の裁判長の席ですけれども、このような形で法廷に画面が2つありまして、こちらで記録を確認しながら弁論を進行するということになっております。これが当事者側から見た感じですよ。

続いて、期日管理ということですから、先ほどトップページの右側上のほうに「私の電子訴訟」という画面があったんですけれども、あそこの部分がマイページの機能になっていまして、あそこをクリックしますと、自分の今担当中の事件の一覧がずらっと出てきます。何件係属しているというのも一目でわかるんですけれども、そういうマイページがありまして、そこから個別事件をクリックしますと、個別事件にアクセスすることができます。それから、自分にしか見えない附箋とかメモをつけることができるということで、これは実際の訴訟記録で、本人訴訟か何かですかね。紙で出したものを電子化した記録になっていきますけれども、上のほうに黄色いものがくっついていますが、これが附箋というか、メモですかね。ということで、これはこの作成者にしか見えないということになっております。この画面、左側が主張関係の提出書類、右が書証というような感じになっていまして、赤が原告、青が被告、黒が裁判所だったと思いますが、このような形で色分けがされて非常に見やすいということになっております。それからもう一つ、このe裁判の革命的なところとして、訴訟記録の閲覧・謄写、これが24時間365日いつでもできると、しかも全部ただと。閲覧だけではなくて、ダウンロード、プリントアウト、つまり謄写もただということでございます。ですので、これはアメリカなどでは課金しているというケースもあるようですけれども、韓国はただということで、これ

は非常に、もしこういうのが日本に導入されればかなり画期的なことではないかなと個人的には思っております。

それから、最後に判決ですけれども、こちらも当然、電子ファイルとして作成されます。電子ファイルとして作成されまして、裁判官が公認認証書で電子認証します。その電子認証された判決ファイルが判決の原本ということになります。当事者は当然自由に記録を閲覧するような形でいつでもアクセスすることができるということになっております。当事者以外の第三者への公開、一般公開ですね。これに関しましては、民事に関しては日本と同じレベルということのようでございまして、あくまで先例的価値があるもののみを裁判所は公表していると。ただ、どういうわけか刑事事件は全件公開ということになっているようでございます。

ということで、少し駆け足になりましたけれども、これで韓国の報告を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【清水】 新阜先生、朴先生、ありがとうございました。

続きまして、東京弁護士会の内野真一弁護士より、「シンガポールの電子裁判」についての発表をお願いいたしております。では、内野先生、お願いいたします。

【内野】 東京弁護士会の内野と申します。私ども、今年4月にシンガポールに有志で視察に行ってきました。そのご報告中心となります。特にパワーポイントの印刷等をご用意させていただいておりませんので、こちらのシンポジウムの310ページ以降ぐらいにまとめたものを載せていただいておりますので、適宜ご参照いただきながらお聞きいただければと思います。

シンガポールでも電子裁判、訴訟の電子化というのは進んでおりまして、電子化の進展でいいますと、まず1980年代から、そのころ裁判所内部で2,000件ぐらい追跡困難な事件があるということで、その整理でいろいろ時間がかかって苦労したということがあって、これはどうにかしなきゃいけないということで電子技術の利用による事件管理を開始したというのがそもそもの経緯と伺いました。それで、その後、1997年にEFSという最初の電子的な手続を本格的に裁判所に導入しまして、その後12年ぐらいを経て、第2段と位置づけられるe-Litigationシステムというものを導入して、さらにシンガポールは電子訴訟の発達、発展をさせております。

最初のEFSというのがどういうものだったのかということをおさらいさせていただきますと、EFSというのは、言ってしまえば書面提出の電子化です。PDFファイルにしてウェブベースで提出しているというものです。この時点で既に365日24時間いつでも書類を提出できるようになって、それがメリットでもありデメリットでもあり得るところでございます。ただ、このEFSは認証のため

に専用機器、スマートカードやリーダーが必要となっていて、それを持ち歩いていけばどこからでもアップできるんでしょうけれども、基本は事務所からアップするというようなことになっていたようでございます。

今回お話ししますのは、次のe-Litigationシステム、現在のシンガポールの電子訴訟のシステムです。e-Litigationシステムというのは、Integrated Electronic Litigation System、日本語に訳せば統合電子訴訟システムと言えるかと思います。先ほど韓国のお話がありましたけれども、ある程度似通ったような形にはなっております。書面は、ウェブサイトの入力フォームに入力して送信、提出することになりました。先ほど、韓国ではPDFファイルを作成して送っているような形なんではないでしょうか。シンガポールではそうではなくて、まさにウェブブラウザを使って、入力フォームに一つ一つ入力して送信、提出するというような形式になっています。記録は全てテキストベースとなりますので、検索機能も搭載されていて利用可能となっている。あとPDFも使われるんですけども、宣誓供述書など限定的に使われているというところでございます。

ウェブサイトの認証アクセスなんですけれども、これはSingPassというIDとパスワードのみです。SingPassというのは、シンガポール政府がシンガポール国民に対して全て発行しているものでして、この制度を利用してウェブサイトにアクセスして入るということになっています。この関係があってスマートカードやリーダーが不要になって、事務所の外からいつでもログインすることができるということになっています。ほかに何か身分証明とか、特に必要にはなっていません。

あと、このe-Litigationシステムの主たるものとして、事件管理、事件の進行状況がウェブ上に表示されます。期日、その内容、ディスカバリー、証人申請云々、期日の調書というものですかね。記録なんかも全てがウェブサイトで見られるということなんです。

これから、我々が訪問して、いただいた資料とかを中心にお見せしていきたいと思います。最初は、このe-Litigationシステムの画面がどんな画面なのかというのを簡単に。これはウェブサイトの画面でございまして、普通に誰でも見られます。日本からでも見られます。右上にSingPassというところがあって、そこをクリックすると、ログインする画面に移ります。ここでログイン画面が出てきて、単純にSingPassとパスワードを入力するとログインできるということになります。ここまでは誰でもできる場所だということなんです。

次にお見せするのは、ちょっと見にくくて申しわけないんですけども、我々がロダイク法律事務所に訪問させていただいて、そこで画面を実際に操作していただきながらご説明いただきまして、その撮影画面を抽出したものです。この画面はロ

グインした後の画面でして、書類の受理などが行われるインボックスの画面なんかもあるところをごさいまして、最初にここで新しくケースを申し立てるというときに、ぱっとこういうふうな形で入力フォームが出てきて、召喚状をやるのか、知財仲裁とか、いろいろな分野、訴訟類型か何かを選択するような画面が出てきたりします。また、それを選択し終わった後には、裁判の種類ですね。少額事件はやっていないようなんですけれども、それ以外のHigh Court（高等法院）、District Court（地区法廷）、Magistrate's Court（治安司法法廷）ですかね。いろんな裁判の類型を選択する画面が出てきて、ここもぽっちを押すと、それに従って、次はという入力フォームが出てくるような仕組みになっています。次、当事者欄なんかを入力するような画面になっていまして、やはり当事者も、それが個人なのか会社なのか組合なのか船舶の所有者のかなどなど、入力するフォームに従って一つ一つ選んでいながら選択するような仕組みになっております。そこを選択したりすると、当事者云々ということの入力が終わるという感じと聞いています。また、当事者だけではなくて、請求の趣旨とか理由とか、そういったのもフォームに従って入力するというような仕組みになっています。

次のものは、これはクリムゾンロジック（CrimsonLogic）というシンガポールのベンダーですね。政府系ベンダーでして、このe-Litigationシステム、前のEFSもそうなんですけど、そこを開発した業者の方に説明を伺いまして、それで送っていただいた画面です。これはおそらく見せていいんだらうと思うんですが、ここだけのことかなと思っております。ケース・ビューの例、これは刑事事件のビューのようですけれども、参照例として、こういうような形でケースが見られますよということですね。ケース・インフォメーションとか、ケースのデータとか、そういったケースごとのいろいろな詳細な情報が見られるということです。

ほかにも、先ほどの画面の続きとなりますけれども、関連するケースのナンバーとか名前とか当事者名なんかも表示されています。ほかに、当事者の紹介とか記録ですかね。ドキュメント、あるいはヒアリング期日の情報なんかもこうやってケースごとに整理して見ることができるような仕組みになっています。あとはケースの進捗なんかも出るような形になっているようです。これがローファームのカレンダーということで、その日程なんかもここで表示されるような仕組みになっているようです。

次に、今までのところがフロントエンド、弁護士側の画面でして、e-Litigationシステムはもちろんそれだけではなくて、バックエンド、裁判所側の仕組みなんかも整備されていまして、フロントエンドでアップしたものがこちら側のESBから向こうのESBに行って、そこでスタンプなんか押されたりして、先ほどe-Se

a 1 というような話も出てきましたけど、ここでも e-Seal というようなものが付与されて、受理されたことが認証されて、弁護士側に情報として戻ってきたりもされるというふうに報告を聞いております。裁判所側がどういうふうな形になっているか、例えばこれはマネージ・ヒアリングということで、期日の調整なんかもこういった画面で何月何日みたいな形で調整することが可能になっていて、これなんかはプレヒアリングということで、これから予定されているところのヒアリングなんかも一覧性のある画面で情報が整理、把握できるようになっている。これがポストですかね。終わった後の状況なんかもわかるということだと思います。裁判所も、これは裁判所の週ごとにどの法廷でどういうのが入っているかみたいなことが情報として出てくると。個人的にこの裁判官は一体いつどの期日が入っているのかみたいなことも一覧で出るというふうに設計されていると聞きました。

あともう一つ特徴的なのが、裁判所、裁判官ごとにケースの管理なんかも一覧性のある形で簡単に統計がとれるということです。召喚なんかもこうやって出されて届くといったあたりがどこまでやられているのかとか、それまで一体何日ぐらい時間がかかっているのかとか、そういったあたり、事件管理、進行管理なんかもこの e-Litigation システムで統一的にできるというような仕組みを導入しているということです。これなんかは年度ごとの状況なんかも把握するような仕組みになっているということでしょうか。これなんかは裁判官ごとに重要な業績みたいな形で、裁判官の処理状況なんかも一覧性のある形で把握し、忙しい裁判官については事件の配点を緩やかにするとか、そういった運用もなされていると伺ってきました。

駆け足となりましたけれども、シンガポールでも韓国と類似、似たような形で電子訴訟というのが導入され、若干仕組みは違いますけれども、こうやって世界各地で動いているということが私たちの調査で把握されたところでございます。短い時間ではありますが、ご清聴ありがとうございました。以上です。(拍手)

【清水】 続きまして、第二東京弁護士会の平岡敦弁護士より、アメリカと日本の e 訴訟の現状についてご報告申し上げます。平岡先生、お願いいたします。

【平岡】 第二東京弁護士会の平岡と申します。この後、まずアメリカの e 裁判の状況について説明をしたいと思います。今まで各国の状況が説明された中で、書類の提出を電子的に行うという側面に焦点が当てられて説明がなされてきたんですけども、e 裁判というのは必ずしもそれだけにとどまるものではなくて、もう少し総合的な観点から見るべきだと考えておりますので、e 裁判の概念自体も若干ここで整理させていただきたいと思います。

e 裁判とは何かということで定義を考えますと「裁判手続きに電子情報処理組織を用いること」ということになりましたが、あまりイメージも湧きませんし、有益な

作業ではないだろうと考えております。もう少し簡単に、機能面からアプローチしたほうがわかりやすいと思います。e裁判の機能とは何かという側面からこれを見てみますと、3つの機能があるということについては世界的に共通のコンセンサスがあるものと思われます。まず、e事件管理。英語でいうとe-Case Management。それからe提出、英語でいうとe-Filing、e-Case Filingと言ったりもします。それからe期日、e-Courtですね。この3つの要素がe裁判の機能として扱われていると思われまます。それぞれが有機的に関連していきまして、一体として初めてe裁判システムが構成されるという関係になります。ただ、それぞれが全く個別に導入できないかということ、そういうわけでもなくて、個別に導入が進んでいるという状況もあります。例えば日本ではe提出(e-Case Filing)はあまり進んでいませんが、e事件管理は裁判所内部でシステムとして既に使われている。それから、e期日(e-Court)は、日本は比較的進んでいる状況があります。

では、一個一個説明していきませんが、e事件管理から行きます。これはe-Case Managementと言われているものなんですけれども、何かといいますと、訴訟等の事件にかかわる情報、要は当事者名ですとか事件番号ですとか事件の種類、それから請求の趣旨がどういうもので請求原因がいかなるものかというようなこと、それから証拠の標目とか、そういったものを一つのデータベースで管理するという事です。お手元の資料に図がありますけれども、e提出、e-Case Filingシステムから上がってきた情報が、e-Case Managementで管理される。e期日で指定する期日などの情報もe事件管理で管理される。e事件管理で管理される情報は、裁判所内部の管理情報でもありますし、外部の方が参照する情報でもあります。現状、日本ではe事件管理が裁判所内部では動いていて、どんな書類が提出されているとか、どういう期日が設定されているとか、そういったことが管理はされていると思うんですけれども、我々はそれは見ることができなくて、期日管理表が掲示されているので、e事件管理システムがあるのであることをうかがい知るだけだという状況だと思います。e事件管理がなされることによって情報が一元的に管理できて、我々がそれをいつでも見ることができるわけです。これはすべからくどの国のe裁判システムにも入っていることが通常だと思われまます。

次にe提出です。今日、いろいろな国の情報として皆さんにご紹介したものの大半はe提出の話なんですけれども、何かといいますと、さんざん説明してきましたので感覚的にはおわかりだと思いますが、書面とか証拠をWordやPDF、それから韓国でいえばHWP形式という独特のファイル。日本だと一太郎ファイル、そういったものをそのまま紙にしないでネットワーク経由で提出して裁判資料にしていくということがe提出という概念だと思います。図で描きましたけれども、当

事者や代理人である弁護士が、e-Case Filingシステムに主張書面や証拠のファイルを登録する。それによって、相手方当事者も閲覧が可能になる。裁判官も登録されたものを見て、書記官もそれを見るという形になります。さらに、裁判官は判決や決定等の裁判文書を作って登録することによって登録者にもなるという関係になってきます。e提出(e-Filing)が行われることで、いつでも、どこでも、安価に書面や証拠を出せることになります。その結果、24時間働けるということになってつらい思いをする可能性もありますけれども、ただ、それは個人のマネジメントの問題です。また、出産だとか、育児で家で仕事をするとか、病気とか、いろいろなケースで事務所に行けないというようなこともあるわけですね。そういった場合に、家で仕事をすること、これが後押しするという側面も大きいと思います。また、今までは代理人と裁判所間で事件が進んでいて、当事者はある意味置き去りにされているような部分があったと思うんです。もちろん報告はしているわけですが、ともすれば当事者抜きに進んで、当事者にほんとうにちゃんときめ細かに期日の進行状況等が伝わっているのかというような点について裁判所が不安に思っている部分もあつたりすると伺ったんですが、そういう側面が、このシステムが導入されれば、当事者も常にアクセスできることから、代理人に対する監視機能も働いてしまう。我々からすると嫌な話かもしれませんが、そういう意味で透明性が増すことにつながるシステムでもあると思われまます。それから、これは裁判所も我々も同様に得られるメリットですけれども、保管に伴うコストやリスクを激減できるということがあると思います。消費者適格団体による集団訴訟制度が拡充されて大量の当事者とか、大量の証拠等が出てくるような、訴訟が増えると、ますます書類保管コストが高くなる。それから、いろいろな当事者に同じ情報を伝えるということの難しさもどんどん増してくるといった場合に、それを一挙に解決できる策としてe提出というのがあるものだと思います。後でアメリカの話をしませんが、アメリカの裁判所を訪問して、アメリカの裁判官が一番メリットとして強調するのが、大きなクラスアクションの訴訟で、書面の保管コストを劇的に激減できたということ強調されていたと聞いています。

最後にe期日です。e-Courtというと、パワポを使って説明するとか、証拠をビジュアルに見られるようにするとか、そういった側面が強調されますけれども、ここで言っているe期日というのは、テレビ会議や電話も含めて、ネットワークを通じて訴訟にアクセスできるようにするという趣旨です。これによって、法廷を用意せずに期日を開けますので、裁判所としてみると、期日指定を柔軟にできるというメリットがあります。我々弁護士や当事者は法廷に行かなくて済みますので、移動する時間が削減できる。高齢とか、出産とか、いろいろなケースで移動自体が大きな



コストになるケースがありますが、そういうコストによる影響を減少することができるといことがあります。建て前は別として、実際には書面の確認等に終始する期日が多いのが現実ですが、期日が10分で終わったとしても前後の移動を30分と見ると、やっぱり1時間以上見ておかないとその期日が入らないわけですが、移動時間を考慮しないで良いe期日なら、すき間にどこでも入れられる。民事司法制度改革で裁判の迅速化について議論がされていますけど、e期日がほんとうは裁判の迅速化にもっとも資するんじゃないかなと個人的には思っています。

ここまでのe裁判の概念整理です。もう一回復習しますと、e裁判の概念には、事件管理、その事件情報をメタデータとして管理してみんなで共有するという側面と、そのもとになる書類、電子ファイルを提出するe-Filing、e提出の側面と、期日をネットワークを介してやるe期日という3つの側面があって、それらが有機的に実現されることがe裁判だということを頭に入れておいていただければと思います。

次にアメリカの状況なんですが、アメリカの状況については、もとの原稿は、私ではなくて、鈴木淳司先生というカリフォルニア州の弁護士の先生に作成していただきました。できれば日本に来ていただいてご説明していただきたいんですが、来ていただけなかったの、かわりに説明させていただきます。

アメリカのe裁判は、まず国内に時差があるほどアメリカの国土が非常に大きいということが大前提になっています。東部と西部で3時間もの時差があるわけですね。そうすると、書面や証拠をリアルに媒体を持って行って提出したり、期日に出るといことが非常に大きな負担になるという現実があります。ですので、どの国よりも早くこのe裁判の概念が進んで実現していったという背景があります。

具体的にPACERというシステムとCM/ECFというシステムが稼働していて、これが全国的にシステム基盤としては使われています。PACERというのはPublic Access to Court Electronic Recordsということで、訴訟記録の公開に関するシステムです。これは1980年代から計画が始まって、96年から一部で実施がされました。2007年から全連邦地裁でもう普及しています。強制はしないんですが、裁判官が利用すると言えば利用できる状況になっている。それからCM/ECF、これがe提出の部分です。全国規模のシステムとして、e期日(e-Court)は用意されていないのですが、裁判所又は裁判官単位で、当然のようにやっているということになっています。

パブリック・アクセスのほうは、もともとFree Access to Law運動というのがあります。1970年代に、オーストラリア人のグリーンリーフ教授が提唱した運動で、判例も含めたすべての法律リソースを、すべての人に、ただで提供すべきだ

という主張があって、それに基づいて各国のLII (Legal Information Institute) という組織が法律情報の提供システムを立ち上げています。PACERはLIIとは別ですが、そういった時代背景で生まれてきたものだとされています。さっきFree Access to Lawでは「ただで」という要素を申しましたけれども、PACERは実はただではないんです。1ページ10セントというお金を取って提供しています。大陸法系の国に住む我々が、英米法の国に行くと戸惑うのは、全部の裁判記録が原則、誰でも見られるように制度設計がされていることです。英米法は判例法なので、どの記録も誰でも見られるのが当たり前だという観念が非常に強く、我々がプライバシーを考えて、「これ、ほんとうに公開しても大丈夫なんですか」と聞いても、「何で大丈夫なんだと聞くんだ」というような逆に質問が返ってくるという感覚、その感覚の違いを非常に感じる人が多いです。PACERは、2007年に全連邦地裁に普及しています。

アメリカのe裁判の特徴は、大規模訴訟等で非常に利便性が高い点にあります。e-filingを導入することで、大量文書等を保管することが非常に楽になった。それから、裁判所、裁判官ごとに裁量の幅が大きく、CM/ECF等を使うかどうかは裁判所、裁判官次第で決定できます。それから、CM/ECFシステムは、裁判所が国家予算で用意してやるというのではなくて、民間委託をして、その民間の業者がそれを立ち上げて運営しています。裁判所が、特定の民間業者のサイトを指定して、それを利用して裁判文書を提出することを当事者に求めます。当事者、代理人は手数料を払ってそのサイトを使うということになります。

認証も英米法の国と大陸法の国でやっぱり違いがあって、午前中話していた電子認証システム等の話というのは英米法の国ではあまり出てこないです。このシステムはただのログインIDとパスワードだけになっていて、裁判所で弁護士にログインIDを割り振るときには、その弁護士が間違いなくその人であって、資格を持っているということを判断して渡しますけれども、その後提出する文書に電子証明書をつけるとか、ログイン時に電子証明書を要求するとかいうことはありません。もし仮になりすました人がいて、真正でない文書等を勝手にアップロードしたとしても、結局、法廷で「いや、これは私がつくったものじゃないですよ。陳述しません」というふうにしてしまえば、それはそれで足りますから、あまりそこで細かく認証のことを考えても仕方ないんじゃないかというのが英米法の国の方々の考え方のような気がします。それから、ポータルサイトが用意されていて、自分が関与している事件の内容や進行状況が分かるようになっています。

記録閲覧の費用面について、当事者は初回無料で、2回目からは一般と同じ1ページ10セント。ただ、最高で3ドルという制限があるので、そんなにお金はかか

らない。ただ、当事者以外の第三者は無制限で費用がかかるので、枚数が多いと非常にお金がかかります。これは運用開始の初期の頃にシステムに格納されているデータの8分の1のファイルを全部ダウンロードしようとした人がいて、それでシステムがとまっちゃったらしいんです。そういう問題も起きるので有料にしていると聞きました。

また、州裁判所ごとにe裁判の運用方法が違って、サンフランシスコ郡では、One Legalという会社を使うんですが、オレンジ郡ではfile and service社という会社のシステムを使いなさいということを経験所が指定して使ったりするようです。

それから、州裁判所では電話出廷等が認められています。例外として、証人尋問ですとか保全処分、和解、事実審進行手続会議、証拠排除処分、こういったものについては法廷に行かないといけない。おそらく日本でやるとしても同じような運用になって、証拠の原本確認とか、そういったものは行くしかないですね。それから証人尋問、それから和解手続等もe期日ではできないと思います。e期日のシステムについても外注業者を使うのがアメリカの特徴です。

連邦裁判所も、統一的な規則はないんですが、裁判官が裁量で電話やテレビ会議による期日を開催する場合があるとのこと。

次に、やっと日本の話です。日本の話はお寒い話をするようになるんですけども、おそらくe事件管理については、裁判所内部で実は運用はされていて、かなり大規模なシステムがあるのであろうと思われま。我々は、裁判所に掲示されている期日管理表等でその一端が見られるだけという状況です。

e提出に関しては、民事訴訟法上は手当てがされています。民事訴訟法132条の10に電子情報処理組織を使った提出を認めるという条文があり、それを具体的な手続にのせたものとして民事訴訟法397条に支払い督促の条文があります。実際に支払い督促用のシステムが稼働していて、現実に使っている方もいます。ただ、現実的に弁護士が代理人としてこれを使うかという、なかなか使いやすくなっていない、一番のネックは、例えば委任状を出すにしても、委任状の成立の真正を保つための電子署名を本人に委任状にしてもらって、さらに本人が電子署名した委任状に、この弁護士が出していますよということを証明するために弁護士の電子署名をつけて出さないといけないというようなことで、ちょっと運用として、本来そこまでやる必要があるのか疑問を感じる過剰な真正さの証明が求められて使いにくい。今から6年ぐらい前に私がこれをやってみたら、書記官が戸惑っていて、やりとりがものすごく頻繁で、聞いてみたら、「代理人として支払い督促をこのシステムでやったのは先生が初めてで、どうやっていいかわからないので、協議しながらやりましょう」みたいなことを言われたことがありました。

ファクスによる直送は長い間やられていて、実務にも定着していますが、これもe提出の一種と言えなくもありません。なお、札幌地裁で期日変更手続きなどをウェブで行うシステムを試験運用したことがあったのですが、たしかどなたか札幌の弁護士が1回使っただけで、誰も使わなかったということを知ったことがあります。

ただ、e期日は、実は世界レベルで見ても進んでいるんじゃないかなと思っています。韓国でも電話による弁論とか、家事事件手続法で新たに導入された映像・音声、テレビ会議等の期日、これは双方法廷に来なくてもできる手続ですけど、こういったものは全くやられていなくて、韓国の方に聞いたら驚いておられたので、ここは多分自慢できるんだと思います。アメリカでもやっていますが、同時に口頭弁論をすごく重視するので、全部が全部それでやろうというような発想はないんですね。だから、e期日については、日本は結構進んでいて、もっと深化させる土台もあると思うんです。

日本の展望として、先ほど申し上げたように、e期日のほうが進んでいるので、得意分野を伸ばすという意味で、e期日をまずやったらどうかと思います。それによって訴訟期間の短縮等にもつながります。e提出もやっぱり非常に便利なものであることは間違いないので、まず電子メールによる直送ぐらいから始めたらどうかと思います。電子認証もまだ普及していませんし、素朴なやり方ではありますが、裁判所が事件開始時に事件ごとにパスワードをみんなに配り、当事者は電子メールで送る前に自分のファイルにそのパスワードをかけます。そうすると、仮に送り間違えても、そのパスワードを知っているのは裁判所と我々だけですから、開けないことになります。そうすると、最低限のセキュリティが保てます。当事者目録には、「送達場所」として今までファクス番号と電話番号とを書いていたけれども、そこに電子メールアドレスを書くようになります。

ということで、済みません、ばたばたしましたけど、以上になります。(拍手)

**【清水】** それでは、続きまして、第二東京弁護士会の木呂子義之弁護士より、「判例検索サービスの比較」について発表いただきます。木呂子先生、よろしくお願いいたします。

**【木呂子】** ただいまご紹介いただきました、第二東京弁護士会の木呂子と申します。これまで大分諸外国の状況ですとか電子裁判の実際の運用の状況とか、かなり難しいというか、新しいお話が多かったように思いますので、これからは、約20分間ですが、軽く、よく日ごろご存じのお話をもう一度なぞるような形でご説明したいと思っています。ご清聴のほどよろしくお願いいたします。

テーマは、判例検索サービスのご紹介です。比較と言ってもいいかと思います。通常、先生方がお使いになっておられる判例検索サービスは、おそらく1社とか2

社とか、そんな程度だろうと思います。ほかのところはどういうふうになっているのかというのはあまり触れる機会はないかと思っていますので、こういうものだよというのをご紹介できればいいかなと思っています。時間の関係で、実演ができれば一番いいんですけども、時間がないので実演は省略させていただきまして、概要のご説明だけということにいたします。ご了承ください。

今回取り上げましたのは、Westlaw Japan、それからTKCローライブラリー、それから第一法規D1-Law、それと判例秘書です。いわゆる日本で提供されている判例検索サービスはこれに最後のLexis As Oneを加えて大手5社がほとんどメインだと思いますけれども、今回、上の4つに関して調査をしてご説明することといたしました。最後のLexis As Oneについては残念ながら今回は省略ということにいたします。

この分科会にお越しにいただいている先生はもうほぼ皆さんお使いでおわかりのことだと思いますけれども、判例検索サービス、特にインターネットを使ったサービスについては、インターネット環境さえあればどこでも利用できるものです。自宅、事務所、外出先、こういったところでも執務環境を選ばず利用することができます。それから、取得する情報を選択して、その選択の内容に応じて課金されるというのが特徴です。例えば労働事件を多く扱う事務所では労判（労働判例）をとるとか、あるいは銀行業務ですと金法（金融法務事情）をとるとか、そういうコンテンツをオプションで追加して選んで情報を得ることが可能になります。パック料金ですとかセット料金とか、そういったものを各社で特色を用いて提供しているので、そういったものを比較検討して選んでいくのがよいかと思います。判例検索にかぎらず、判例雑誌等、そういった付加情報をご自分の業務の領域に照らし合わせて選択していくということが必要なかと思っています。判例の検索自体は各社さんかなり力を入れておられて、それほど差がないという状況で、そうすると、あとは文献情報ですとか雑誌情報ですとか、そういったところを自分の業務に合ったものを選んでいくというのがこれから重要なところなのかなと考える次第です。

各社さんの内容をさらっとご紹介、ご説明いたします。Westlaw Japanですが、収録数は判例25万件以上をうたっております。資料は、昨年6月時点ですが、それほど変わってはいないようです。料金はID月額が1万2528円からです。期間、複数年契約ですとか、それからID数によって割引を設けています。お配りした資料では字が小さくて見づらくて申しわけないんですけども、こういう画面が出てきまして、例えばニュースなんかも下のほうに出てきて、ヤフーのポータルサイトのような感覚で利用できるものになっています。

続きまして、TKCローライブラリーです。TKCローライブラリーのうたい文

句は、明治8年の大審院以来の判例を網羅していることです。料金はID月額9,720円からで、特徴はコンテンツのセットパックがかなりいろいろバラエティーに富んで充実しているというところだと思います。画面をちょっとだけお見せしますと、基本、データベースが上に来て、出版社、雑誌情報、それが下にあって、これが選べるというようなページの見せ方になっていて工夫されています。

それから、3つ目が第一法規D1-Lawでして、収録数は、こちらも判例約22万件以上とうたわれております。ID料金の月額が1万円から、こちらも年数割引を設定しております。画面はこのような感じで、比較的シンプルですかね。各社さんの中で一番D1-Lawさんがシンプルかなと思います。

最後に判例秘書ですが、こちらも収録数は判例約21万件以上、料金は一番安い設定をしております、判例秘書Basicという商品で、ID月額が5,000円から提供があります。画面はこのような見え方です。雑誌情報等も上に載せていて、下に判決速報ですとかそういったものが表示されるトップページになっております。ページだけでも各社さんいろいろ工夫を凝らして提供しているということがわかるかと思えます。

次は使用の実例です。これもかなり皆さんご存じのことが多いかと思えますけれども、当然、語句検索ですね。例えば「解雇」ですとか、そういった法律上の文言を入れて検索する。それから文献ですね。例えばこの語句が載っている文献は何かというように文献を検索する、あるいは特定の文献が分かればその発行年月日を入れてそれを調べるということも当然できます。それから、条文に応じて検索することもできます。この条文を、どのような判例で引用されているのかということを知ることできます。それから、その他検索と書いてあるのは、例えば今当たっている裁判官がどういう判決を書いているかということのを裁判官の名前で検索するとか、あるいは代理人名で検索するとか、そういった使い方もできます。これはもう各社さん、それほど差はございません。

検索の実例は今回省略するんですけども、2つだけちょっと実例をやってみたものがありまして、こちらの厚い冊子ですね、この325ページに検索結果を表にしたものをだしております。1つ目が「詐害行為取消」と「会社分割」という2つの言葉をAND（プラス）でつないで、この2つの語句を検索したもので、ヒット件数と、それから最新の判例がどうだったかということのを載せてあります。325ページです。一番検索結果が多かったのがWestlawと判例秘書の2つですかね。最新の判例が載っていたのもWestlawでした。なので、検索結果にはやはり各社で違いが出てくるということになります。

もう一つやっております、今度は「取締役」、それから「安全配慮義務」、それ

から「会社法429条」、これは居酒屋の従業員が過重労働で亡くなったという事件で役員の責任が問われた事案ですね。それを同様の事件がないかということで判例を検索してみたところ、こちらはかなり有意に差が出まして、325ページをごらんいただきますと、D1-Lawで一番ヒット件数多くて10件、TKCと判例秘書は1件ということで、大きく差が出るという状況になりました。これはいろいろな理由があるんでしょう。アルゴリズムが違うとか、あるいは各社さんで収集している判例の対象が違うとか、そういうこともあり得ると思います。特に今やっている事件で最新の判例がどうなっているんだろうということを知りたいと思われるときには、そういった各社の差というのが微妙に影響してくることもあるのかなと思います。

あとは、利用開始に当たってということで、こういったことにご注意くださいということをご説明したいと思います。動作環境なんですけど、一応各社でこのようにうたっております。ウィンドウズを使ってくださいとか、Internet Explorerを使ってくださいというようなことですね。なんですけど、実際私もマッキントッシュの環境で使っておりますし、スマホなんかでも見られたりしますんで、今の時代、あまりもうこれは気にしなくていいのかなと思います。パソコンとウェブブラウザさえあれば利用ができると、そういうふうにお考えいただいて結構だと思います。

それから、利用規約ですが、これもどこもそれほど変わってはいないと思いますけれども、例えば判決文なんかは特に問題ないだろうと思いますが、文献情報なんかで、裁判資料として出すのであれば著作権法上の例外として認められると思いますが、例えば、意見書をクライアントに出すというような場合に、それ（文献情報）をどこまで使っていいのかというのはちょっと微妙だと思っております。そこら辺の利用方法に応じて、どこまで許諾されているのかということをご確認いただいたほうがいいのかなと思います。各社さんの比較をちょっとしたところ、唯一、最後の判例秘書だけは20条のところ、資料の利用範囲で、依頼人に提出する報告書、意見書などでも資料を添付して使用していいですよというようなことを明示しています。それ以外に関しては、確認するとか、一度そういうことをなされたほうがいいのかなと思っております。特に各社に公式見解を聞いたわけではございませんが、その辺はあらかじめご了承ください。

それから料金、これが一番興味のあるところかもしれませんが、実は各社さんそれほど変わりもなく、大体月額1万円前後というところなんです。一番安いのは先ほどご紹介しました判例秘書Basicで、5,000円からとなっております。ただ、値段もこのところ競争がいろいろ激しいようで、大分安い値段で個別に出してくださるケースもありまして、そこら辺は営業のご担当の方とよくご相談されると、

結構いい値段を出してくださるということもあるかもしれません。一応ここにはオフィシャルな価格を出しております。

先ほども少し触れましたけれども、Westlawは1万2528円ですね。

TKCに関してはこのようにパックがいろいろあって、例えば、こちら辺はちょっと字が見にくくて申しわけないんですけれども、雑誌をいろいろ載せてパックで提供するというようなことをやっております。ですので、例えば交通事故を多く扱うというような先生ですと、交通事故のデータベースが入っていたほうがいいのか、そういうニーズに合わせて選ぶことができるようになっています。TKCのサイトは非常に一覧性がよくて、一目で見て値段がわかるようになっています、わかりやすいのいいところだと思います。

これは第一法規さんの価格テーブルです。複数年契約ですと、かなり割引になるということになります。

判例秘書は、先ほどもちょっとご説明しましたが、月額5000円からというのがあります。

ただ、繰り返しですが、値段は営業のご担当の方とよくご相談されるといいかなと思っております。

利用開始までの手続は、実はネットで申し込みができるというところはあまりなくて、大体申し込みをしたら、営業の方が来て、申込書をもっていくというパターンが多いです。これはなかなか忙しいと対応するのが面倒だということもあって、オンラインで申し込みができるような仕組みをつくっていただけると助かるなと思っております。

以上、駆け足でほんとうに申しわけございません。一応、私個人の印象なんですけれども、1社だけ契約するんじゃなくて、もう一社ぐらい契約するというのいいのかなと思います。やっぱり検索結果は各社さんちょっと癖があるというか、特徴がありますので、2つぐらい契約しておくとうれしいかなと思います。

以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

**【清水】** 続きまして、五反田法律事務所に所属の伊藤次彦さん、日比谷シティ法律事務所の根本好文さん、お二人とも当分科会のアドバイザーをしてくださっておいでです。このお二方により、業務に役立つハードウェアの紹介をいただきます。では、お願いいたします。

**【根本】** ちょっと接続に時間がかかりますので、先に自己紹介をさせていただきたいと思います。8年前の松山の業務改革シンポジウムから、事務職員の立場でIT分野で業務を改革していくため協力しております。日比谷シティ法律事務所事務局をやっております根本と申します。ずっと業務改革シンポジウムではTIPSとし



て、業務に役立つソフトウェアやハードウェアを紹介してきています。今回も伊藤さんと私のほうで業務に役立つものをご紹介していきたいと思っております。

【伊藤】 済みません、お待たせいたしました。私、五反田法律事務所で事務をやっている伊藤といいます。根本君と一緒に、松山のときからこの委員会に携わらせていただいています。今日は私のほうからは、XMedia Recodeという簡単なソフトを紹介したいと思います。私、このソフトに出合ったのが、裁判所に動画を証拠で提出したときに、見られないから出し直せと言われてまして、そのときにいろいろ、こういうソフトを入れたら見られるとか、ソフトの関連づけ、Windows Media Playerの関連づけを変えてくれたら見られるんだといろいろ話をしたんですけど、書記官の一存ではソフトも入れられないし関連づけも変えられないので、誰でも見られるものを提出し直ささいと言われてたときに、さんざん探して見つけたソフトなんです。基本的にスリーステップで簡単につくれてしまって非常に楽なソフトだったんですが、ただ最近、マイクロソフトさんは頑張っていて、最近ちょっとここに来る前に直前に調べ直したら、ほぼ全てのデータ、関連づけが初期設定でされているみたいで、大体多分、裁判所のほうも特にコーデックしなくても大丈夫なのかなと思いますが、念のため、もし見られないよと言われてたときに、こういうソフトがあるということを知っておいてもらえればいいなと思って、紹介したいと思います。

基本的に、使い方なんですけど、ファイルを開く。もう開いてあるんですけども、変換したいソフト、データをこのファイルを開くで選んでいただいて、リストに追加してもらって、エンコードをクリックする。このたったスリーステップで終わってしまう、すごく簡単なソフトなんです。本格的にやればいろいろ設定を変えられるんですけども、裁判所に提出するだけのためにデータをつくりたいということであれば、ほんとうにこの3ステップで終わってしまう、専門知識は全く要らないです。だから、どなたでもかえられるというところがこのソフトの一番の売りなのかなと思います。

一般的にコードをかえるときはMP4形式に直すことが多いんですけども、データを圧縮できて軽くなるからという利点があるんですが、この間、今週の水曜日にうちの弁護士が交通事故の再現ビデオを撮りに行ったんです。アクションカメラをつけて交通事故の再現を撮って、パソコンで見ようとしたら見られないと。一緒に行った弁護士のスマートフォンなら見られると。何でだ、何でだという話になったらしくて、アクションカメラなのでデータは絶対MP4なんです。なのに、なぜパソコンで見られないのかちょっとよくわからないので、それは来週月曜日ちょっとやろうとは思っているんですけど、だから、パソコンによってはたまにそういうことがあるので、裁判所に提出する場合はデータを圧縮する必要はないと思います

ので、MP4ではなくて、WMVとか、あとはAVIというデータ形式、そちらのほうを選択していただくと、大体どのパソコンでも見られるというふうになると思います。

また、例えば証拠のビデオが動画しかないんだけど、反訳したいなとかという場合があったときには、音声データにも切りかえられるので、意外と活用の幅が広がるのかなとも思っています。こういった形で結構活躍の場があるソフトですので、ぜひ覚えておいていただければなと思います。

以上です。

**【根本】** 私のほうからは登記情報提供サービスに関連して、便利な使い方等をご紹介したいと思います。ここにいらっしゃる先生方は皆さんご存じだと思いますが、登記情報提供サービスとは、ネット上で登記情報を見ることができるサービスです。それが何だかわからないという方はぜひこちら、書籍にも載っておりますので、『法律家のためのITマニュアル』、こちらをお買い上げいただいでご確認いただければなと思っています。

登記情報提供サービスについては登録に個人だと300円かかるんですけども、登記情報を閲覧するだけであれば1件につき337円で利用できます。すぐその場で確認できますので、皆さんの事務所でもかなり導入、普及が進んでいるのかなと思います。その中でも、サービス内容が最近いろいろと便利になってきていまして、以前まではJavaの設定をしたり等、利用するまでのハードルが高かったんですけども、現在は、登記情報がPDFファイルで提供されるように改善されたり等、非常に使い勝手がよくなっています。

今回ご紹介するのは登記情報提供サービスに関連した便利ツールということで、土地からの建物検索と、最近始まったんですけども、地番検索サービスというものもありまして、こちらも便利に使えますのでご紹介します。あと物件目録ジェネレータ、こちらは『自由と正義』、先生方もしっかりとお読みのことだと思うんですけども、今年の2月号に載っていたんですが、とてもすばらしいブラウザーベースのサービスですのでご紹介したいと思います。

ということで、早速見ていきますけれども、登記情報提供サービス、こちらはインターネット上で不動産、法人の登記情報をごらんいただける有料のサービスです。一時利用もできますけれども、頻繁に使うのであれば、個人利用であれば300円で登録できますので、登録されて使われるのがいいのかなと思います。こちら、登記情報は、先ほども申し上げましたけれども、PDFファイルで提供されます。今回、便利な機能として、しかも無料で使えるということで、土地からの建物検索というのを1つご紹介します。こちら、不動産請求というところで、ちょっと目立た

ないのでわかりにくいんですけども、土地からの建物検索指定という画面がございます。こちらを選択してクリックしていただくと、このような画面になりまして、土地の地番を入力します。土地の所在ですね。こちら、東京都千代田区有楽町1丁目4番地1なんですけれども、これは私の事務所のビルの建っている土地です。先生方のご承知のことかと思うんですけども、地番と住居表示というのは違うんだということを知りつつ、この住所に建っている建物の謄本をとってくれというようなことをおっしゃるんですけども、住居表示でいうと、こちらは千代田区有楽町1丁目6番6号なんですけど、地番でいうと1丁目4番地1ということになります。こちらの土地上に建っている建物をここで検索することができます。これは建物、この土地上に建っているものがこちら、こういうふうに出てきます。千代田区1丁目に所在する家屋番号4番1という建物が出てきます。このように1棟の建物だけ建っているということであれば、すごくわかりやすいというか、単純なんですけれども、もっと効果を発揮するのがマンションとか区分建物です。こちらは所有者の方にご了解を得てやっているんですけども、土地の所在地ですね。こちらはマンションが建っている土地なんですけれども、町田市小山町の地番でいうと352番地3。こちらに建っている建物、実はマンションなんですけれども、検索をかけますと、このように区分、専有部分の一覧が出てきます。ここから必要な対象の物件をチェックして、そのまま閲覧することができるということになっています。

次に参りまして、地番検索サービスです。こちらは今年の4月30日から東京都23区を対象に始まっておりまして、最近になって、7月1日から全国433市町についてを対象にネット上でブルーマップの大まかなものを見られるというサービスが始まっています。実際どんなものか、見ていただくのが一番いいと思います。こちらは無料で使えます。不動産請求として、ここに地番検索サービスというところがあって、ちょっと目立たないのでわかりにくいんですけども、こちらをクリックしていただくと、このような画面が出てきます。最初なぜか都庁が出てくるんですけども、こちら、都庁ではおもしろくないので、とあるコンビニの地番を確認してみたいと思います。住所としては東京都世田谷区にあるコンビニなんですけれども、ここの地番を調べてみたいと思います。こちらの住所を検索窓に入れて検索されても結構ですし、こちらからクリックして行って探すこともできます。住所を入れて検索したとします。すると、このようなブルーマップが出てきます。おわかりになりますように、こちら、ちょっと見にくいんですけども、これはピンクのものが住居表示です。今から指す矢印、これが敷地の地番ということになります。これで探せますので、先生方から住居表示、ここの住所の土地建の謄本とっておいてと言われた場合でも、これまではブルーマップを見たりとか法務局に照会したり

とかで確認していたんですけれども、地番検索サービスで、大まかではあるんですけれども、確認することができます。

次に、最後に、物件目録ジェネレータです。こちらは、登記情報提供サービス、先ほどから申し上げていますように、PDFファイルで登記情報が提供されます。その登記情報提供サービスから取得した登記情報PDFファイルから訴状とか各種申立書等に使える物件目録を即座につくってくれるというネット上のサービスです。『自由と正義』の2月号に載っていましたので、先生方をご承知のことかとは思いますが、無料で使えます。実際に操作してみるのが一番わかりやすいと思いますので操作したいと思います。一般的に「物件目録ジェネレータ」とインターネットブラウザで検索すると、すぐにヒットします。このようなサイトなんですけれども、こちらに書いてありますように、登記情報提供サービスから提供されたPDFファイルを使って物件目録がつかれます。注意書きにもあるんですけれども、スキャンしたようなPDFファイルでは使えません。実際に弁護士会館の登記事項PDFを使って操作していきます。こちら、ご存じの方はとても嫌らしい内容というか、ちょっと事務員泣かせの内容なんですけど、弁護士会の建物、これは建物の名前がないんですね。ですので、普通に物件目録を作成すると床面積の部分全部打ち込まなければいけません。このような登記事項PDFでも、ドラッグ・アンド・ドロップで操作していくことができます。そしてアップロードしまして画面遷移するんですけれども、目録ファイルを生成するとリッチテキストファイルで出てきます。このように物件目録が生成されるものです。即こちらは編集もできますし、訴状などの書面の別紙として使うことができます。地下という文字が入らないという不具合を発見してしまっているんですけれども、こちらは皆さんでご注意いただくとして、便利にご利用いただけるものと思います。

以上で発表を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

【清水】 皆様、大変お疲れさまでございました。それでは、ただいまから14分ほどの休憩を挟みたいと思います。再開は15時5分を予定しております。なお、会場内は指定の場所を除いて禁煙ですので、おたばこをお吸いの方は1階、2階の喫煙スペースでお願いいたします。それでは、またお集まりください。よろしくお願いたします。

( 休 憩 )

【本田】 最初に、アクシデントはつきものなんですけど、いきなりアクシデントだらけだった平岡先生がちょっとしゃべり足りないということでしたので、少し補足を入れさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【平岡】 今日話したことをもう少し詳しく書いてあるところがありまして、実は第二東京弁護士会のホームページに『二弁フロンティア』という二弁の会内誌を公開している場所がありまして、その今年の5月号にe裁判の特集を組んでありまして、その記事が公開されております。そこに今日お話しした鈴木淳司先生がオリジナルのソースの「米国のe裁判の実際について」というところがありますので、ホームページを見られれば誰でも、二弁の方じゃなくても見られますので、こちらを時間のあるときにお読みいただければ、もう少し詳しく書かれておりますので、ぜひご参照いただければと思います。

以上です。済みません。

【本田】 それでよろしいですか。わかりました。済みません。

では、まず取っかかりというか、日本のほうではどうもお寒いという話もあったんですけども、少し胸が膨らむような話も聞きたいということで、新阜さんのほうからまず少し、韓国のほうでの体験をされた中でのわくわくした部分とか、これいいんじゃないのというところをちょっとお話しいただければと思うんですが。

【新阜】 先ほどかなり駆け足になりましたけれどもデモをさせていただきましたが、それでどこまで伝わったかわかりませんが、やはり実際にどういうふうに使われているのかを見ていただくのは非常に有益かなと思ひまして、今日は朴先生にもご協力いただいてやらせていただきましたけれども、私自身、実際に調査に行ったのは多分一、二年前だったと思うんですが、正直言って衝撃を受けまして、こんなに進んでいるのかということで、日本は相当取り残されているなというような印象を持ちました。今日ほかの先生方はいろいろトラブっていましたが、韓国の部分は唯一スムーズに進みましたけれども、ごらんいただいて、韓国語なので、私も別に韓国語ができるわけじゃないんですけども、わかりづらい部分もあったかと思いますが、非常に使いやすい印象を持ちました。ということで、そういう意味で使いやすさはほんとにすばらしいなということと、あとは記録がいつでも見られると、365日、無料で見られるというのは、かなり代理人、当事者にとってはメリットがあるかなという気がいたしました。今ですと、一々裁判所に謄写に行ったり、それこそ期日調書を毎回当事者閲覧、フォローアップされている先生がどこまでいらっしゃるかわかりませんが、私は基本的に毎回閲覧したりしないんですけども、そういったことに関しても、そういうほんとうにつまらない話、つまらないというか、ただ大事なことですけれども、そういったこともネットであればいつでも見られてしまうということですので、そのあたりの利便性の高さはすばらしいなという気がいたしました。

それからもう一つ、これはちょっと先ほどの説明で漏れてしまったんですけど

も、午前中、宮内先生のほうからも詳しいご説明がございましたが、電子認証というふうにお話があると、どうしても、私自身も何か難しい話というようなイメージがあるんですけれども、先ほど韓国のデモを見ていただいた方はおわかりだと思いますが、あの一連の操作をやっていて、電子認証という画面は出てこないんですね。出てこないんですけれども、あれで提出のボタンを押すと、あそこで作成した文書には全部電子認証がかかるということになっていまして、ユーザーの側からすると、そういった小難しいことをあまり意識しなくても、普通にログインしてパスワードを入力して文書をつくれれば電子認証がもうできてしまうということで、そういうセキュアな文書もシステムの構築の仕方によって抵抗なくスムーズに実現していくんじゃないかなというような非常に前向きな体験をさせていただきました。

ちょっと長くなりましたが。

【本田】 ありがとうございます。

先ほど平岡さんのほうから、e裁判所の機能として3つぐらいに整理していただいて、e-Case Managementやe-Filing、e-Courtといったようなお話がありまして、主としてここでずっとお話ししてきたのはe-Filingの提出のところになるわけなんですけれども、この話をまたさらに実際の裁判手続や、それからこの後電子契約の話の中で深めてまいりたいと思うんですが、もうe-Filingだけに限っても、幾つかの場面といいますか、かなり錯綜していて、この後ちょっと話がややこしくなりがちなものですから、できるだけここにいらっしゃる先生方は全員ついてきていただきたいということで、少しまたさらにe-Filingの中を整理させていただきたいと思っております。また宮内さんにちょっとご説明をお願いしたいと思います。

【宮内】 先ほどのご紹介の中でありました真正な成立ということで、一番下に書いていますように、電子文書については一定の条件を満たす電子署名がついていれば真正な成立が推定されるといったことなんですけど、ただ、ではどういう文書が対象になるかということをもうちょっと考えてみたのが次のスライドです。基本的には裁判をやっていく上で実は文書というのは大きく分けると2種類あります。訴訟を進めていく上での訴訟上の文書と実体法上の証拠というのがあると思うんです。訴訟上の文書というのは、例えば訴状に皆さん判こを押していらっしゃると思うんですけれども、そういった訴状等の主張書面の出もと、証拠説明書も同様だと思います。それから、訴訟委任状、これは依頼者がもちろんつくるわけなんですけれども、これも判こが当然要りますよね。これも一応、文書の真正が問題になるというわけです。こういった訴訟上の文書の真正というのと、実際に書証を証拠として提出する場合の実体法上の文書の真正というのが、大きく分けるとこの2つになると思います。

これをもう少し、どういう場面かというのを絵にしたのが次のスライドです。もともと事件が起こるときには、一番下の依頼者と相手方ないし第三者との間で契約書等の書証ができています。事件が起こると、依頼者は訴訟委任状を原告代理人に出して、原告代理人が訴状や主張書面とか書証というのを裁判所に出していく。こういう形で、ここに出てくる契約書とか訴状等の真正な成立が問題になるわけですが、実は訴訟委任状というのも原告から裁判所に出されているわけですね。これは先ほど平岡先生の説明にもありましたけど、この部分を電子化しようと思うと結構ハードルが高いというのがこれまでも言われてきていて、なかなか進まないことの一つになっているんじゃないかと思っています。ここから先の議論につきましては、この絵を見て、どの部分の認証の話をしているのかというのを踏まえつつ進めていければと思っています。

以上です。

**【本田】** ありがとうございます。ちょっと繰り返しになりますけど、要するに、証拠で出てくる書面それ自体の作成の真正の問題と、それから訴訟上で出される書面、その中でもまた資格を証明する部分ですね。委任状の部分での取り扱いの問題という、場面として3つといますか、4つといますか、そういう局面があるということの整理を前提にしてさらに話を進めさせていただければと思うんですけど、また平岡さんのほうに振るんですが、日本の中で実際に進んでいないというお話がありましたけど、どの部分に障害があったりとかということを含めて少し整理していただいてよろしいでしょうか。

**【平岡】** 日本の支払い督促のときの取り扱いを説明させていただくと、訴訟委任状をつくる時どうするかというと、まず依頼者が、私がつくったよということの真正を証明するために、委任状のファイルに依頼者の電子証明を付けます。さらに、これを受け取った代理人が、代理人の電子証明書で、かぶせて電子証明を出さないといけない仕組みになっています。そのような厳格な証明が必要なのかという議論があります。現行の紙ベースの訴訟では、契約書の成立の真正については、その契約書に押されている印鑑や署名によって二段の推定が働くことによって契約書の真正が保証されています。e裁判については、今のところ、支払い督促システムしかなく、支払督促手続では証拠を提出する必要がありませんから、これをどうするかは日本のところでは語られていない状況です。

韓国のシステムでも、委任状の真正を証明する方法として、押されている印鑑の真正とか署名の真正を電子証明によって証明するわけではありません。紙の委任状に、本人による押印や署名がされて、それを確かに代理人が本人からもらって、電子ファイル化したものに、代理人が電子署名をして、代理人が作成した電子ファイ

ルであることを証明する形になっています。要するに、委任状の中身の真正さまで電子的に証明することは求めていない。

しかし、今の日本の支払い督促のシステムのようなやり方で進めてしまうと、二重に証明を求めるようなやり方を強制されることになってしまいます。もともと紙ベースの訴訟では、それほど厳格な証明なんて求められていないのに、eファイリグになるとなぜか今までよりも厳格な証明が求められてしまうことに危惧を感じています。

【本田】       どうぞ。

【宮内】       今、支払い督促の場合には、全部電子化してやらなきゃいけないような仕組みになっているわけですね。依頼者の訴訟委任状も電子化しろと。これについては日本でももっといいモデルがあって、特許庁のいわゆる出願ですとか、そういうものはほとんど電子化されているんですけども、包括委任状というのを出しますが、これは紙のものを特許庁に郵送しても構わないんです。そうすると、包括委任状の番号というのが与えられて、それを出願のときに、この番号で委任されていますよと書く、それは電子的にやるんですけども、つまり、依頼者にまで電子的なことを強制しなくてもできるようなやり方もできるんですね。そこがちょっとこの支払い督促の場合には、依頼者まで全部電子化しようというある意味野心的なシステムにしたばかりに、なかなか依頼者が電子証明書をつくってくれないとか、そういうところが障害になっているのが現状だと思っています。

【本田】       ありがとうございました。

さっき新阜さんに韓国で非常によかったという話をさせていただいたと思うんですけど、今、平岡さんの説明の中でも、韓国ではそこまで必要ないということが出ていましたが、それを可能にする制度なりというところもあるのかなと思いますが、そのあたりの違いも含めて、今のこの問題についてご感想なりご意見をいただければと思うんですが。

【新阜】       韓国の場合には、今平岡先生がお話しになったように、日本の場合は2段階で認証が必要だということで、要するに依頼者も巻き込んで、依頼者も電子認証しなければいけないということなので非常にハードルが高いんですけども、韓国の場合には、先ほどのデモでありましたように、証拠のような形で普通にアップロードしていくと。最後クリックを押せば、それで訴訟委任状にも訴訟代理人の電子認証がされると、それで終わりということなんです。ですので、依頼者本人による電子認証は要らないという仕組みになっていまして、「それは何でなんですか」と韓国の裁判官に聞いたときに、「今、紙の訴訟でも委任状には印鑑証明をつけてもらっていません。それと同じような考え方だと思います」とおっしゃっていて、な



るほどと思ったんですけれども、その意味で、今の日本の裁判所で委任状を出すときに印鑑証明をつけるかというところ、そんなことはないわけなので、それ以上のことを何でこの電子で要求するのかなというのが私の素朴な感想です。

【本田】 韓国の場合には、住民登録制度でしたっけ、そこがにありますよね。それとの関係ではいかがですか。

【新阜】 そうですね。韓国の場合には昔から兵役なんかの関係もあって住民登録番号制度が進んでいると、普及しているというところがあるんだと思います。日本の場合には住基ネットとか、最近はマイナンバーの話も出ていますけれども、日弁連的には住基ネットは反対だったというような経緯もありますけれども、その辺での社会的な基盤の違いというのもしゃべりあるのかなという気がします。

あと1点加えると、私が個人的に思っているのは、電子認証、公認認証書にしる電子証明書にしる、日本の場合はどういうわけかカードが好きなんですね。磁気カードにすると。そうすると、読み取り器械を買わないといけないんですね。あれが結構面倒くさいと。韓国の場合、ファイルで発行されるので、どうやって保存してもいいですよ。もちろん8桁以上のパスワードがかかっていますので、万が一紛失しても悪用されるということはないと思うんですけれども、その辺の媒体の違いというのもしゃべりあるのかなという気がしていますが。

【本田】 確かにそれは大きいですよ。今、住基ネットのことがちらっと出てきたんですけど、あわせて昨今の業界の話題といえばマイナンバーもあるんですが、その関係についても少し関係されて、もともとシステムづくりに関係されたということ。

【宮内】 ちょっとだけやっていました。

【本田】 そうですか。宮内さんから少しご説明いただければと思うんですが。

【宮内】 こちらは多分、今日のこれに入っている資料になると思うんですが、次のページをお願いします。これは字が多くてあれなんですけれども、従来、住基カードというのに、例えばe-Taxですとか、そういうときに使うための電子署名の機能はついているんです。ただ、これが公的な申請にしか使えないようなことがありますして、非常に使い度が悪いものになっていると。マイナンバーカードになるに当たって、いろいろと拡張されて、使えるようにしていこうというような話になっています。このページは法律的な裏づけをばっと書いたもので、後で読んでいただければと思うんですが、次のページをお願いします。

ここに事情をまとめておきますと、住基カードには、公的個人認証と言われるものから出てくる電子証明書というのが搭載されていて、署名ができます。ただ、それは電子文書の署名に使うものであって、公的機関への利用しかできないと。

ここには氏名とか住所とか書いてあります。今度、いわゆるマイナンバーカード、個人番号カードになると、署名用の電子文書への署名の証明書のほかに、ログインのために使う認証用証明書というものが新しく加わります。署名用証明書の利用の仕方は、公的機関だけじゃなくて、総務大臣が認定する民間機関にも使えるようになる。この基準はまだ発表されていません。こういうようなことがありまして。

【本田】 僕もついていきたいんですけど、同じカードの中に機能として入っているということですよ、今の話は。

【宮内】 そうです。この2つとも入れるということです。カードの中にこういうものが含まれます。

【本田】 まだ実際に手にされたことはないけど、これから配られるところの。

【宮内】 それです。来年の1月から配られると言われていています。そこにこういうものが入る予定になっているということです。今説明したんですけど、マイナンバーカードに入っているんですけど、マイナンバーはどこにも出てこないというのはおわかりのとおり、これはマイナンバーを使わないアプリケーションなんです。署名用の証明書には名前とか証明書のシリアル番号とかは入っているんですけど、マイナンバーは入っていないですし、従来から住基番号も入っていないです。認証用の証明書は、ほんとうにログインできればいいというだけなので、名前も記載されない、そういう証明書になるというやり方をするとされています。総務大臣が認定する民間機関に対して何かやるときにこれが使えるようになる、そういう仕組みです。次のスライドをお願いします。

【本田】 マイナンバーというのは今度皆さんにはがきでまず来るんですけど、そのマイナンバー。はがきじゃない。済みません。郵送物が来るんですけども。

【宮内】 郵送で来ますね。

【本田】 郵送物で来るんですが、それに書かれている中の内容物に返信すると、このカードが来るけれども、この来るカードの中に入っている情報にはマイナンバーは入っていないということで理解していいんですよ。

【宮内】 正確に言いますと、マイナンバーカードに入っているものはいろいろあって、その中にはマイナンバーが書かれているアプリケーションもあるんですけど、このアプリケーションはマイナンバーを使わないと、そういう意味です。マイナンバーカードというのも、マイナンバーがカードの裏面に書かれていたり、表面をコピーしてもマイナンバーは書かれないとか、いろいろな工夫がされているんですけど、これもいろいろ分離されて、マイナンバーを使わないように、これは関係なく使えるようにやっているというのが実情です。そういうことでよろしいですか。

【本田】 何でこんな余計なというか、誰が考えたんですか、こんな。

【宮内】 これは話せば長いことなんですけど、この公的個人認証というのとはとも印鑑証明の電子化みたいなどころから始まったものなんです。マイナンバーとかそういう個人番号とは全然違った由来のものなんです。それが一つのカードの中に合体しているので、こういうことになっていると思っただけであればいいかと思えます。

【本田】 わかりました。

【宮内】 難しくてもよくわからないんですけど、正直に言いますと。

【本田】 はい。済みません。

【宮内】 じゃ、次のページをお願いします。すごく細かい絵で申しわけないんですけど、これは使い方の例です。例えばこれは銀行とか金融機関だと思ってください。今ここでは例えばネットバンキングをするような、そういう状況を想定してください。最初に口座をつくる時には申込書に署名用の電子証明書を使って、ここには住所とか名前とか全部書いてあります。これで電子署名した申請書を銀行に送ります。それは、その銀行はこの申込書の署名を検証することができて、正しいかどうか確認することですね。ちょっとよくわからない地方公共団体情報システム機構という、独立行政法人だと思うんですけど、これがあるんですが、ここに、この証明書は失効していませんかとか有効性を確認することができます。ちゃんとしたものであるということがわかれば、この申し込みを受け入れて顧客として登録すると。そのときに、ここが厄介なんですけど、この人の持っているもう一つの証明書、先ほど言いました認証用の証明書、ログインに使う証明書ですね。署名用証明書のシリアル番号と認証用証明書のシリアル番号の対応を、このJ-LISというところに教えてもらうことができるんです。署名用の証明書、この番号のやつが来ましたけど、この人の認証用の証明書は何番ですかと聞くと、これを教えてくれるんです。この証明書に基づいたログインを今後許容するという形になります。非常に厄介なんですけれども、要は、2つの証明書を持っていて、片っ方で申し込んだら、もう片っ方の証明書でログインすることができるようにやってもらえると、こういうことになるんです。そうすると、これが全部用意が整いますと、今度はネット上の取引をするときには、この名前も何にも書いていない、言ってみればシリアル番号しか書かれていないような電子証明書を使ってログインすることができるようになるんだそうです。ここがどういう組織が今後こういうサービスをできるというふうに認定されるかどうかというのは、総務省の施行規則をまだ見ていないので、はっきりしたことはわかりません。どこまでこれが民間に活用できるかというのはわからないんですけど、これを広く使えば多分電子契約にも使っていけるようになるんじゃないかと思いますが、これを狭くとると、ほんとうに何かの会員登録みた

いなものしかできなくなるのかもしれませんが。これは今のところまだ不透明なところがあるということですが、場合によってはこれを使ってどんどん契約もできるようになるかもしれないというのが今の状況でございます。

【本田】 ありがとうございます。結局、そうすると、何といたらいいんですか。何機構というんですか。

【宮内】 J-LISと言っているんですけど。

【本田】 J-LIS。J-LISというところで同一性を確認してもらえるようになるということなんですね。

【宮内】 基本的にはそのとおりです。これはもともと住基ネットをやっていたところです。

【本田】 そこで要するに、だから、法律上じゃなくて、技術的には同一性の確認が今後とれることも可能になると。だけど、それをどこまで使うかということになると、それは法律事項ということですか。

【宮内】 そうですね。基本的には総務省が管理する何かということになりますかね。法律は、マイナンバー法の整備法で既にこういった使い方というのはできるようになっているんです。だから、みんな誰も知らないうちに実はできるようになっちゃったというのが実情なんですけれども、それを実際にどうするかというのはまだ今議論されているということです。

【本田】 いつごろ詳細というか、各論としてこの場面に適用できるかどうかということがわかってくることになりますか。

【宮内】 ちなみに、施行規則はもう今週出るということを何週間も前から毎週聞いていて、まだ見ていないという状況なので。

【本田】 また元年ですか。

【宮内】 ちょっとそういう意味では何とも言えないです。

【本田】 なるほど。先ほどちらっとお話が出てきましたけど、まさにこれが電子契約で使えればということのお話がありましたが、もう少しそのところをお話しただいてもいいですか。

【宮内】 そうですね。今この説明をしたときには申込書の電子署名という話をしましたけど、これが契約書ですとかそういうものの電子署名にも使えるかどうかということがポイントになってくると思うんです。ですから、この電子署名、真正性を証明できるような署名のついた文書というのが、どの程度の範囲でどういうところに対してそれを出せるかということが問題になってくると思います。ただ、個人に対して使うというのは多分できなくて、C to Cは無理だと思うんです。B to Cでも、個人のほうからBのほうに一方向的に差し入れるようなものでないと、簡単に

はこれは使えないんじゃないかと思っています。

【本田】 ただ、B to Cであれば、まさに電子契約において個人なりを確認できる手段として使えると、確実な方法として電子的な方法として使えることになるということなんですね。

【宮内】 まさにそのとおりです。皆さん、マイナンバーカードをぜひつくっていただきたいと思うんですね。

【本田】 そうですか。その場合の例えばメリットというのは、一応午前中のセッションでも少しそうなった場合のメリットの説明がありましたけど、もう一回ちょっと簡単に言っていただいてもいいですか。宮内さんのほうで。

【宮内】 そうですね。電子契約そのもののメリットとしてはいろいろ効率化というのがありますけれども、例えばこの話で一番大きなメリットは、銀行に直接行かなくても本人確認して口座をつくることのできる。確実な本人確認というのできる。今までだと免許証のコピーを郵送するとかいろいろなことをやってきたと思うんですが、そういったどこまでしっかりしているかわからないような本人確認に比べて、ネット上、ネットを介してもしっかりした本人確認ができるので、確実な、もっと重要なものにも使っていけるようになるんじゃないかというのがまず一番大きなメリットかもしれないですね。そういうのに基づいて契約の一環もできるようになれば、これは非常に大きいかなと思っています。

【本田】 今伺っただけでも、実際にもう電子契約について……。何か、はい。

【新阜】 今のお話は電子契約の話で、民衆での取引の話だと思うんですけども、いま一度電子裁判という話に持ってきた場合に、マイナンバーができたとしても、それだけで代理人としての認証というのはいできないわけですね。結局、そこに登録される情報というのは、住所、つまり弁護士であれば弁護士の自宅の住所と名前というような形でのひもづけですから、当然、代理人として事務所の住所で通常は活動するわけですけども、そういう部分ではまだ使えるものではなくて、先ほど午前中のセッションでもありましたけれども、やはり弁護士会としての認証のシステムが電子裁判をやるためには必要になってくるということだと思いますので、そういったところで税理士会なり司法書士会で、税理士会は要するに国税の電子申告があると、司法書士会は登記申請の電子申告があるのでそういうことになっているんですけども、ただ、私の事務所でもたまに法人登記とかの登記をやる必要がありますが、その場合にやっぱり自分の自宅の住所で代理人としてやるわけにいかないんで、そういう意味で非常に不便だなと感じているんですけども、そういう意味で弁護士会としての準備というのでも当然必要になるのかなという気がします。

【本田】 どうぞ。

【平岡】 今の関連でいくと、韓国の場合は弁護士会で代理人としての属性を登録した電子証明書を用意しているわけではなくて、国のほうで裁判所システムの中でそれを用意して、弁護士としての公認認証証書を使って認証して、さらに事務職員の裁判用の公認認証証書もあって、その事務職員の公認認証証書は弁護士の公認認証証書と結びついていて、要はこの事務職員の方はこの弁護士の使用している事務職員ですよということがそれでわかる。その事務職員の公認認証証書を使って書類に対する認証もできるというふうに整備されていると私はこの前伺いました。

【本田】 結局、この図面にまた戻っちゃうわけですけどね。だから、結局、電子契約ができて、下の書面のところはつくれるんだけど、やっぱりネックになっているのが資格証明といいますか、そこの認証の問題というのは、日本の場合には基盤が全くないので、そこをどうするか。やめちゃえということですか、平岡さんとしては。

【平岡】 英米法の国は全然気にしないんですよ。だから、そういう考え方もあって、入り口のところで、ログインIDを付与するときに、この人が確かに何々弁護士会の何兵衛ですよということが確認できる術があれば、電子証明書を使わないという手もないわけではない。ログインIDが流出したりとかしなければ、一々文書に電子証明をつけなくても、その人が出した電子文書であるということは、証明はされているので、あまりそこを気にするなという説もあると言えます。

【宮内】 ちょっとだけいいですか。ドイツのやり方だと、別名みたいなのをつくって、その証明書というのを発行することができるらしいんです。ですから、例えば弁護士の登録番号とかは別名にして何かやるとか、そういうふうなやり方で、ドイツのやり方だとちょっとできる方法もあるので、技術的にはバリエーションはいろいろあるのかなと思いますけど、何か決めないと動かないことも間違いないと思います。

【本田】 大分問題点というか、多少なりとも浮き彫りにできたんじゃないかと思うんですけど、そうしますと、まずは訴訟のほうでのそういう問題点が大体あぶり出されたところで、ここでちょっと先ほどの話にまた戻るんですが、電子契約のところの有意性、有用性というようなお話が出ておりましたので、一息ついていただくわけではないんですけど、実際の話だけ抽象的にされていても難しいだけだということで、実際にデモでやってもらったほうがわかりやすいんじゃないかと思っでご用意させていただいておりますので、もう既に動き出させていただいておりますけど、先ほど来、この部屋を出て向こう方のところで実際にやっている会社のも見られますよというお話がありましたが、新日鉄住金ソリューションズ株式会社のITインフラソリューション事業本部の齋木様に今日来ていただいておりますので、

具体的な契約のイメージを持っていただいたほうが話がわかりやすいかなと思いますので、まずそれをしていただいた上で、さらにこの後お話を進めてまいりたいと思います。10分ほどお時間を使っただきまして、少しデモンストレーションをやっただけだと思いますので、よろしくお願いたします。

【齋木】 私は、新日鉄住金ソリューションズでこの電子契約サービスの事業企画を担当している齋木と申します。今日、この配布資料をもらったのですが、最後のページに大きくどんと私の名前がでていたので、私もびっくりしました。アドレスも書いてありますので、変なところに捨てないようにお願いします。

それでは、先ほどの宮内先生の図の中で一番下のところにある電子契約についてご紹介します。ユーザ事例としては、BtoBの電子契約が多いのですが、BtoC事例もだんだん増えてきています。企業と企業、あるいは企業と個人がいろいろな契約を電子契約で取り交わしています。今日は不動産賃貸業A社などで行っている不動産賃貸借契約の電子化についてデモをします。ですがその前に、我々が提供している電子契約サービスはどんなものか、どんなメリットがあるのかということ5分ほどで説明します。お手元の資料の後ろ側のほうにプレゼンピッチが入っていますので、それを使います。次に実際にWeb上で不動産賃貸契約を結ぶところをデモで紹介していきたいと思います。

最初に、電子契約の3つのメリットについてご説明します。

1つめはやはり、ペーパーレスによるコスト削減です。現在、BtoBの電子契約で、約50社に使っていただいているのですが、どの会社も印紙代が結構かかっているようです。中でも負担が大きいのが請負契約です。例えば弊社はIT系企業なのですが、請負契約の発注をたくさん出しています。請負契約の場合、受注側が印紙を負担するので弊社自体の印紙負担は少ないのですが、受注側に弊社子会社があり、子会社が請書に貼っている印紙が年間数千万円にもなります。それを電子契約にしたらゼロ円になりました。それから印紙以外では、切手代が結構かかっているのです。さらに一番かかっているのが、紙に印刷して押印して封入して送る紙作業代です。これは契約書だけだったらまだ少ないのですが、例えば弊社の場合見積、見積依頼、注文、注文請、納品、検収、請求と、取引先さん作成文書と合わせて7文書、全ての注文に対して丁寧に全部紙でやりとりしていたわけです。その紙作業と切手代のコスト削減はすごく大きかったです。

二つ目のメリットは、ペーパーレスにより業務スピードがものすごく速くなることです。今まで取引文書を印刷し、押印し、封入し、宛名をつけて、社内便で送り、郵便局に送ってもらって、相手がまたそれを開いて、ということをやっていたわけです。電子契約にすると、「ぴっ」とボタンをおすと、すぐに契約書が

サーバーにアップロードされて、5分ほどで相手に通知メールが行ってしまう。相手がメールを見て契約書に署名をする。ですから、早ければ10分ほどで契約は成立してしまいます。それから今回のバージョンアップで、3者署名、4者署名に対応しました。これは紙でやったらすごく手間がかかりますよね。例えば4者署名の契約を紙で結ぶ場合、最初の人印を4回押して、次の人が4回押して、また4回押して最後の人が4回押します。それからひとりひとりに全部にまた配送します。大変ですよね。そこでさらに一部改定しましょうなんていうことになったら絶望的になると思うのです。電子契約の場合はサーバーに契約書をアップロードして、電子署名を4回すれば終わってしまう。すごくスピードが速くなります。

三つ目は、コンプライアンスの強化です。電子契約では、契約書類がサーバーにアップロードされたそのときから、必要な人が誰でも見えるようになります。企業は、日本版SOX法の影響などもあって、帳票をしっかりと管理しようと考えています。そのため、契約書が必要な誰にでも見えるようになる電子契約はコンプライアンスの強化に役立つと言われていています。

今日のデモで実際にやりますけれども、Microsoft WordやMicrosoft Excelで契約書をつくってサーバーにアップロードして、片方が署名をする。そうすると、相手に通知メールが行って、相手が内容を確認して、サーバー上にある契約書に署名をする。これで契約が成立し、このままサーバーに保管します。税務調査にも、電帳法10条に対応しているので、そのまま対応できます。

このサービスの特徴は、適用範囲が広いことです。今日の主題はBtoC電子契約ですね。ですが、電子契約はそれ以外にもいろいろな契約に適用できます。ユーザがフローを定義できるので、購買側でも販売側でも、契約の種別や文書の種別を問わず、自由にいろいろなことに使えます。定義は何回でもできますので、最初はスモールスタートして、いろいろな契約、いろいろな文書に対象を広げていくことができます。弊社の場合は請負契約の受発注だけから始めて、準委任契約や派遣契約にだんだん広げていったのですが、そのようなイメージです。

実績としては、BtoB電子契約が中心です。サービス開始から1年ちょっとですが、すでに50社強でご利用いただいています。やはり最初は大手企業から導入いただいています。通信企業、デパート、コンビニ、情報系企業などです。それから、我々の親会社など製造業でも多数使っていただいています。

それでは、ご説明はここまでにして、これからデモンストレーションに入りたいと思います。不動産賃貸業A社での電子契約事例です。不動産賃貸契約では、宅建業法の規定で、宅建士が対面で重要事項説明書について説明した上、重要事項説明書と不動産賃貸契約書を書面で交付する必要があります。ただし、土地を借りて



きて家を建ててそれを貸し出す、「自ら貸借」の場合は宅建業法の適用がないのです。ですから、不動産賃貸契約自体も書面である必要がないので、A社は電子契約を導入できました。この業界は取引量がすごく多い業界です。最初にBtoB法人契約で電子化をスタートし、その後、BtoC電子契約に展開しています。そのままというわけではないのですが、これからそのイメージをデモでござんいただきたいと思います。

では、デモをはじめます。いまWordで作った、不動産賃貸契約書が表示されています。これをCONTRACTHUBに登録します。CONTRACTHUBはASPのサービスで、ソフトもデータも全部ベンダーが準備します。お客様はIDとパスワード、インターネット環境だけあれば使うことができます。料金は例えば、1文書を登録すると100円といった、従量課金のイメージです。すでに入力されていますが、契約の相手先とか相手の担当者の名前、契約番号などの属性をこの画面で入力します。これで契約フォルダーがつけられました。この契約フォルダーには、一連の契約文書をいれます。例えば見積、見積依頼、注文、注文請、納品、検収書などをその順に入れたり、不動産の賃貸契約と覚書・添付文書を入れたり、いろいろな使い方があります。では、先ほど表示したWordで作った不動産賃貸契約書ファイルを契約フォルダに登録します。契約書の登録、署名のフローですが、担当者が契約書を登録して、上司にメールが行って上司が署名するパターンと、担当者が自身で署名する二つのパターンがあります。今回は、担当者が自分で登録し、署名するというパターンで行います。今、日付と金額の情報を入力しました。先ほど私は税務調査の話をしたのですけれども、電帳法の施行規則で、金額や日付で期間検索などが電子取引の要件になっています、それで、日付と金額を入力しました。これで契約書を登録しました。すると、CONTRACTHUBに先ほどのWordの契約書ファイルがアップロードされ、自動的にPDFに変換されて登録されます。今表示しているのが、先ほどのWord契約書が自動変換されたPDFファイルですね。変換前のMicrosoft Excel、Microsoft Wordファイルも保存されます。オフィス文書であればPDFに自動変換できます。では、この署名ボタンを押して電子署名をします。電子署名は簡単です。暗証番号を入力し、電子署名ボタンをおすだけです。サーバーに皆様の署名用の電子証明書を暗号化してお預かりしています。サーバーで署名が行われるので、暗証番号だけ入力すれば電子署名が実行できます。署名ボタンをおすと、CONTRACTHUB上でPDFに電子署名が付与されて、相手に「契約書が届きました。内容を確認し、請書に署名をしてください」というような文面のメールが送信されます。

では発注側はここで一旦ログアウトして、今度は取引先、契約相手側でログインします。取引先にメールが来るのに少し時間がかかるのですが・・・今来ました。一

番上のメールです。取引先にはCONTRACTHUBのIDとパスワードを渡してあります。契約書の登録を知らせる通知メールがついたので、メール内のURLをクリックし、自分のID、パスワード入れてログインします。すると、登録された契約書が一発で表示されます。このPDFをクリックしてみます。早口で済みません。時間が今日はないので。大丈夫ですか。ゆっくりしゃべっていいのですか。

【本田】 大丈夫です。

【齋木】 いいのですか。では、少しゆっくり話します。Wordの契約書がPDFに変換されて表示されています。ここに印影のイメージがあるのですが、これには法的な意味はありません。電子署名には通常印影はないのですが、実際に5年前に自社で運用したところ、取引先の皆様から「注文書には何か朱色のものがないと感じが出ない」といわれました。そこで、電子署名だけでなく印影のイメージをつけるようにしました。この印影は登録ユーザの名前になっていますが、普段皆様がお使いのハンコをスキャナーで読んで透過GIFにして登録すれば、そのまま使うこともできます。でも、これはイメージで、コピペできる以上法的な証拠力はありません。そこで、電子署名の署名検証をします。Adobe Readerで電子署名付きのPDFファイルを表示すると、署名パネルというボタンが出てきますので、これをクリックします。これが署名検証ですね。これはJIPDECのJCAN証明書です。署名検証では、間違いなく本人が署名したこと、タイムスタンプの時刻に存在したこと、署名検証している現在までに内容が改ざんされていないこと、この3つが証明されます。それでは、メールを受け取った取引先のB社の担当者は、この契約書の内容を確認しました。これなら問題ないということになると、今度は、自分の電子署名を行います。今、暗証番号を入力し、署名ボタンを押しました。すると、コメント欄が表示されます。コメント欄に「至急署名してください」といったコメントを入れたければ、相手への通知メールに記載されます。今回は空欄です。これで双方が契約書に電子署名をしました。このファイルをもう一回Adobe Readerで開いてみます。署名パネルが出ているので、このボタンを押すと、今度は2つの検証結果がでてきます。契約の双方がそれぞれのタイムスタンプの時刻に署名して今まで改ざんされていないという検証結果です。これで契約は成立です。

今見ていただいてわかるように、もし取引先がメールを待っていれば5分から10分で簡単に契約の締結ができます。そして、そのまま保管し、税務調査もこのまま受けられます。その上、印紙も切手も要らないということでコストダウンにもなります。

我々は、ぜひ法曹の方に電子契約というものを知ってもらいたいと思います。電子契約は今すごく増えているのですが、まだ争いが起きていなくて判例がないの

です。その点で、非常に困っているのので、ぜひ皆さんに争いを起こしていただいて、もっとメジャーにしていただければなと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

【本田】 ありがとうございます。ちょっと質問を受けたほうがいいですかね。今のことでご質問のある方なんかいかがですか。自分は不動産屋さんの顧問あるんだけど、電子契約だったら、そんな印紙張らなくていいんだったら僕もやってみたいけど、どうしたらいいですか。

【平岡】 日本の場合は電子証明を行うのがカードになるから面倒くさいという話がありましたけど、このシステムの場合は、電子署名はシステム、サーバーに格納されているというイメージで捉えればいいんですよ。

【齋木】 はい。このサービスに加入すると、ログインIDがもらえます。そのログインIDでサービスの中の画面からJIPDECに請求すると、電子証明書が発行され、CONTRACTHUBのサーバーに直接登録され、弊社がお預かりする形になります。ただ、このしくみで電子証明書の発行は簡単にはなるのですが、それでも不動産賃貸契約のような、BtoC電子契約の場合、個人が証明書を持っていないことが最大の障害となっています。BtoBのように繰り返し使う場合は、電子証明書を買ってもらえればそれでいい話で、我々は1年間3,000円で売っているのですが、1回買ってしまえば何回でも署名ができるので価格上の問題はありません。けれどもBtoC電子契約の場合、その辺を歩いている人が不動産業者の店舗に来て契約をするわけで、普通電子証明書を持っていないですよ。ですから、BtoC電子契約の普及には、いろいろな方法でもっと値段を安く、スピーディに電子証明書を発行できるようにする必要があります。もしくは、マイナンバーカードの普及で、宮内先生がおっしゃったように、みんなが電子証明書を持つようになれば、電子契約ベンダーとしてはとってもうれしいのです

【平岡】 あと、カスタマーのほうで300円払うのは嫌だと言う場合があります。そうですが、契約書の管理コストの低減とか、オンラインで契約ができるというメリットと引きかえだと考えれば、コストを会社側で持たせて構わないわけですよ。

【齋木】 そうされている会社もたくさんあります。

【本田】 ほか、ご質問何かございますか。どうぞ。JIPDECって何だとか、皆さん大丈夫ですか。

【会場発言者】 これはベンダーさんだけでなく、パネリストの先生方にもお聞きしたいんですが、この場合は契約成立はいつなんですか。契約が成立したというのは。

【宮内】 到達時ですかね。

【会場発言者】 到達時というのは、契約書、意思表示が到達するというのはサーバーに到達したときなんですかね。

【本田】 宮内さん、立っている場合じゃないですよ。

【宮内】 基本的に支配領域内に入ったときですよ。だから、サーバーに着いて、着いた時点で、そこが、サーバーのほうに入っているのが支配領域内かという問題はちょっと難しくてよくわからないんですけど。

【平岡】 電子契約法で、発信者主義は修正されて、到達主義となっているというのがまず前提となりますね。

【本田】 そうですね。そこは大前提、そうですね。そこを説明して。

【平岡】 民法では承諾は発信主義ですけど、電子契約法によって、電子契約では承諾も到達主義になっています。

【本田】 それをちょっとご説明いただいたほうがいいかもしれないですね。

【宮内】 電子契約法という法律があって、いわゆる到達主義、承諾は発信主義ですけど、電子契約の場合には到達主義がそのまま適用されるんですね、意思表示の。だから、どこに到達したときかというのは難しいんですね。

【本田】 到達主義までは法令上あるけれども、何が到達かというところは解釈上、一義的では必ずしもないということになるんですかね。

ほかに。はい。総合司会者が質問。

【清水】 ええ。言っちゃいけない話かもしれないんですけど、よくバックデートの契約書というのを作成される依頼者さんが多いんですが、そういったものの取り扱いはどうなっていくんでしょうか。

【齋木】 よく聞かれます。例えば注文日付の場合ですが、注文日に仕訳が切られるわけではないのです。税務の場合、実際に人、モノ、金が動いた日付こそ重要なわけですから、注文日付自体がバックデートされることは、国税としても想定範囲内のようなものです。もちろん期末に近い時期に利益操作と誤解されるようなバックデートはだめなのですけれども。ところが、建設業法や下請法の場合は話が違います。「バックデートできないの？」と商談で何度もきかれ、宮内先生にも相談しました。けれど、こちらはバックデートは難しいのです。それで下請法と建設業法関係の質問の場合には、「せっかく電子契約をコンプライアンス強化のために導入するのだから、きちんと法律を守りましょう」と言っています。それができない会社には買っていただけないですね。それから、「電子契約を導入すると紙作業がなくなって便利になるのだから、その分早く、バックデートしないで注文を出しましょう。」という回答をいつもしています。

【宮内】 ちょっと補足しますと、例えば今日、10月1日の契約書をつくらう

と思ったら、10月1日にこういうことをお互いに合意したということを確認する契約書はできるはずなんです。それ自体は別に違法でも何でもなくて、電子的なタイムスタンプは確かに10月16日となっていますけれども、10月1日のでできると。ただ、今齋木さんのほうからご説明があったように、下請法の仕様書を着手前に出さなきゃいけないとか、これをごまかしたら、これはやっぱりまずいわけで、私なんかは相談を受けると、「私の立場としては、法律を守ってくださいとしか言いようがない」と言うんですけど、「ただ、電子的になってすごく処理が速くなるから、それで頑張ってください」というふうな言い方をするしかないかなと思っています。

【本田】 ありがとうございます。ほかにもうよろしいですかね。どうもありがとうございます。いま一度拍手を。(拍手)

じゃ、そろそろお時間も大分来ましたので、まとめもしないといけないというところもあるんですけど、今やっぱり現実の世の中はこれだけ進んでいるんだなというか、技術はもうあるんだなというところも見ていただいたと思うんですけど、これを我々の業界として、弁護士の業界がどう受けとめてどう社会に返していけるのかというところが一番問題だと思うんですが、ちょっとむちゃ振りなんですけど、平岡さんのほうで少し整理していただいて、業務への展開ということはどういう部分があり得るのかというのも、ちょっときっかけをつくっていただいていいですか。

【平岡】 そうですね。やっぱり印紙がかからないとか、それから契約書の管理コストが激減するといったようなことについて顧問先等にご紹介することで、弁護士としてのサービスレベルを上げられるという意味でお勧めできるのかなと思っています。あとそれと、訴訟上どう使うかという点についても1つ関心があるところで、これは午前中の宮内さんのセッションで出た話でもあるんですけど、訴訟上、証拠提出は難しいわけですけど、大体のケースでは、「どこそこの会社のシステムを使って電子契約をつくりました。それをアウトプットすると、こういう形になります」と言って、赤い印影がぼんぼんについていれば、何となくそれっぽく見えますので、裁判所も相手方も「わかった、わかった」ということになることが95%ぐらい。中の5%の証拠の真正がシビアに争われる案件とか機械が嫌いだとかいう人が、「いや、そんなの知らねえよ。何かおかしい。これは印影じゃないじゃないか。印影じゃないもので成立しているなんて言えないんじゃないか」みたいなことを言われた場合には、先ほど言われていたように、電子証明書つきになったファイルをCD-ROMか何かに落として、それを裁判所に出していただいて、検証の仕方、どこそこのサーバーに行けば検証できますよということの説明を書いておいて、検証していただくこととなります。相手方にも検証していただいて証拠に同意にして

もらう。それでも嫌だと言われたら、進行協議期日か検証期日を開いていただいて、その場にパソコンを持って行って、真正さを検証するシステムを作動させて、検証してもらうことによって、真正性の確認をしてもらうということになるんだと思います。その辺の弁護士としての電子契約による文書の訴訟上の扱い方についても頭に入れていただければ十分対応可能かなと思います。

【本田】 本論のというか、本日のテーマの一番中心的な「来るか！ e裁判所という革命」というところに関する影響としてはいかがですか。今回の話について。

【平岡】 このセッションの最初のころに出てきた話題とも重なるんですけど、扱っている証拠のそのものの真正さを推定するものとしての電子契約、電子証明という部分と、訴訟手続にログインするときの自分たちの真正さを示すための電子証明という二重構造があって、今話していただいた電子契約というのはこの部分ですよ。ここの部分の、これが真正に成立しているかどうかというのが電子ファイルの場合にどうなるかと。それを証拠として扱うときにどういうふうに扱えばいいのかという話が先ほどの話で、代理人の認証が要るかとか要らないかというのは、ある意味ここの流れの部分なわけですよ。ここの電子契約的なものとか訴訟を電子化したものの真正さを高めていくために電子契約のシステムをどんどん広めていくのは素晴らしいことだと思うんです。今までの印鑑証明とかそういったものよりも真正さの証明力は上がってくると思いますので、すごくいい話と。ただ、ここで我々が訴訟手続で一々こういったものに我々のまた電子証明をするかどうかというのはまた別の問題であって、それをするかどうかは政策的な価値判断の問題だから、一概に全部全部電子認証システムにしてしまう必要は、私はないと思っています。

【本田】 ありがとうございます。

新阜さんのほうでは、大分韓国のシステムになれたから、あれいいなみたいなどころはあるかとは思いますが、午前中のドイツの話なんかとの比較の感覚でも結構なんですけど、この「来るか！ e裁判所」日本型を開くために、今までのお話の中でどういうふうな展開、今整理していただいたように、特に代理人の認証の問題ですね。そこのところなど、もう一回お願いできますでしょうか。

【新阜】 代理人の認証の話に限らずでもいいですか。

【本田】 はい、はい、はい。

【新阜】 済みません。

【本田】 コーディネーター要らず。

【新阜】 いえ。日本で何でおくれているのかというか、日本の裁判所は、先生方もお気づきだと思いますけど、ファクスが大好きで、メールも全然やりたがらな

いというようなことで、ただ現実、我々が弁護士業務をやっていて、もちろん依頼者とファクスでやりとりすることもありますけれども、どんどん今メールにシフトしていると思うんですが、そういった中で、その辺の裁判所の頭というか、考え方、現実に訴訟を運営している司法関係者の認識を変えていくというか、その辺がやっぱり一番のネックなのかなという気がしてしまっていて、そういう観点で、以前、ある裁判官の方とお話ししたときに、その裁判官がおっしゃるには、やっぱり紙というのはすばらしいんだという話がありまして、大量の記録を検討する際にはやっぱり紙じゃないとだめだということをおっしゃっていて、それは一面ではそのとおりなんですけれども、かといって、それが電子化の障害なのかというのと、それはまた電子化したものを適宜プリントアウトすればいい話なのかなと思っているんですけれども、そういった意味で、あとは、今日韓国のデモをやらせていただきましたけれども、ここにご出席の方も含めまして、これがどういうふうに現実に動いていくのかというリアルなメリット観というか、それをそれぞれ共有していただくということがやっぱり出発点なのかなという気がしてしまいますけれども。

【本田】 なれろみたいなことですか。

【新阜】 そうですね。やっぱり、私も韓国を見るまでは、電子裁判といってもなかなかイメージがつかめなかったんですけれども、実際見てみると、こんなに進んでいるんだというところをリアルに体験できたので、その辺から進めていくのがいいのかなと。ただ、朴先生にお聞きしたんですけれども、韓国の場合は、今、日本は例えば弁護士会から機運を盛り上げてみたいと考え方が1つあるんですが、韓国が何でこんなに進んでいるかというのと、それは民間で何か後押ししたというよりも、政府がやると決めて、半ば強制的に始めたというような背景もあるみたいでして、その辺の政策的な、国の政策みたいなのところも影響しているのかなという気もしますけれども。

【本田】 なるほど。下を向いちゃいましたけど。じゃ、宮内先生のほうからも、ちょっとセッションの感想も含めて。

【宮内】 ちょっとだけ昔話をしようと思っていたんですけど、私、実は電子署名とかそういうのにかかわり始めたのは1992年ぐらいなんです。そのころはまだ実は技術屋をやっていて、研究者として暗号とかをやっていたんです。そのころから、判こなんて偽造だってできるし、頑張ればコピーもできますよね。それに比べたら電子署名というのはめっちゃくちゃ安全なものなんです。これはほぼ絶対に偽造ができないような種類のものなんです。これを何とか広めようと思いついてるうちに電子署名法というのができて、やったねと思ったんですけど、全然はやらなくて、私自身のことを言うと、そのころ電子署名法とかに絡んで、当時、技術屋の

私は法律屋の人と話して、全く話が通じなかったということを今でも覚えているんです。

【本田】 某N社のころですね。

【宮内】 そうです。NECというところにいたんですけど。相手も多分、私の言っていることが全然わからなかったと思うんです。当時の私に真正な成立の推定とか言っても全然わからなかったですからね。そういうこともあって、今、弁護士になって、相変わらずこれを広めようとしているんですけど、そのころに比べたらこんなに、こんなにってほんのちょっとなんですけど、電子契約が進んでいること自体が隔世の感があるんです。

【本田】 第8分科会に出席した人も同じような。

【宮内】 ずっとこれを見てきたときに思うことは、日本の紙に判こというインフラはものすごく便利なんです。便利で使いやすいんです。ほんとうは安全じゃないんですけどね。ずっと使っているから、みんないいような気がしているんですけど、これを……。

【本田】 どれだけ被害があるかわからないですよ、実際問題として。

【宮内】 そうですね。実は偽造も結構ありますよね。

【本田】 ええ。

【宮内】 実はこれがあんまり便利過ぎるので、例えば主張書面、準備書面に判こなんて要らないですよ、ほんとは。私はこんなの要らないと思っているんですけど、あんまり便利なので、どこにでも押してあるわけです。そういうのをちょっともう一回整理して、ほんとうはこんなもの要らないんじゃないかとやって簡略しないと、こんな話じゃないんですけども、電子裁判というところをみんなが使えるようにするというのはすごく難しくなっちゃうかなと思っていて、今までの紙の文化をそのまま引きずるのを何とかしてやっぱり打破しなきゃいけない。そのためには、やっぱり僕らは無駄なことをしているねというのに気がつかないかなと思っていて、それがこれを進めるための第一歩なのかなと最近思っている、そういうことです。

【本田】 ありがとうございます。

ずっとお話を伺ってきたんですけど、会場の先生方の中でも、今日話を聞いてみて、俺はここは言いたいみたいところがあれば、ぜひいい機会だと思いますので、時間もあまり、なくなりつつはあるんですけども、よろしければ何か。

【会場発言者】 今日はいろいろおもしろい話をありがとうございます。裁判所との関係でいえば、やっぱり裁判所は一番回線のところ等の漏えいを気にするんじゃないかと思うので、そのインフラというのが、どの例えば事務所とかに保証さ



れているというようなことが確保されないとオーケーしないだろうと思うのですが、多分まだまだセキュリティーレベルはそれぞれまちまちということがあって、そこを例えば弁護士会から送るとか、そういうことでも何か確保しないと、あるいは全弁護士がそれを整えたという認証を出すとか、何かそのようなことをしないとなかなか難しいんじゃないかなという気もしたんですけど、その辺はどうでしょうか。

【本田】 どなたが行きますか。平岡さん、行けますか。今、要するにセキュリティー上の問題もあるから、それが足かせになっているんじゃないかと。

【平岡】 そうですね。最高裁の方といろいろなところで話したりすることがあるんですけど、やっぱりセキュリティーに関しては非常に関心を持っておられることは間違いなくて、ぴりぴりされているなというのは、おっしゃるとおり、印象どおりです。じゃ、それをどうやって弁護士との関係で信頼が置けるような形で運営していくかということについてはおそらく2つのルートがあって、1つは、便宜的に言うと韓国型のやり方で、韓国型というのは、韓国最高裁がウェブサイトを設置して、公認認証証書がないとログインできない。文書にも必ず公認認証証書のスタンプが押してあって、発行者というか、作成者の真正が保証されているタイプです。それで、韓国の裁判所ウェブサイトが攻撃されない限りセキュリティーは大丈夫で、だから、弁護士が公認認証証書をきちんと管理さえしていれば、セキュリティー上のリスクは比較的軽減されるというパターン。それからもう一個は、午前中のセッションで、ドイツで電子私書箱を国で設定して、それで運用しているというのがありましたけれども、あれはありとあらゆる、おそらく契約なんかもそこに入りますし、それから納税とか保険とかいろいろなものを電子私書箱みたいなやつで文書をやりとりすると。ここに入ると、ここを経由する文書についてはタイムスタンプをやったり、電子証明であったり、そういったものが押されるんですかね。

【宮内】 多分そうでしょうね。そのサーバーがそれを証明する証明書を出してくれるんだと思うんですけどね。

【平岡】 そういうパターンのやり方と2パターンあるかなと思っています。だから、弁護士会があえてそこに介入して管理しようとする、おそらく相当な費用がかかって、またその費用の問題でやるのやらないのと問題が生じそうです。以前、e裁判所のために電子認証局を立ち上げましょうという話が一時期あって、それで費用の見積もりをとったら1億円ぐらいかかるみたいな話が出て中止になったという経緯があったので、その辺を弁護士会でやろうとすると無理が生じるのかなと個人的には思ったりしています。

【本田】 確かに、この図でいうと、代理人の認証とかというのは、結局我々が信用されていないだけという、結局そこなのかというね。しかも、マイナンバーの

先ほどのお話でいくと、結局、技術的には少なくともこれから契約書面とかについて、要するに証拠のレベルでは問題ないんだけど、事務所住所が入っているわけではないから、代理人としての我々の活動、その認証ということになってくると、やっぱりないんですよ。ないということなんですよね。そこのところが、なくていいじゃんと言っていいのかどうか。そういうまとめで今日いいのかどうか。今日、私、この後壇上で報告しないといけないんですけど。

【宮内】 セキュリティーの問題に関しては、私は特許庁のシステムなんかは参考になると思うんです。登録の時点では、今、住基カードでやっているんですけど、それで申請したのを、事務所住所とか弁護士の番号とか、そういうものを確認した上で事務所に手紙が来るんです。それで登録が完了するとか、そういう仕組みをとっていると、一応、あのカードに基づいた認証でいつもやりとりできるようになるんです。弁護士かどうかは、そうやってある程度外部的に確認しているんですけどね。今度、弁護士会は反対かもしれませんが、マイナンバーカードになると、それに基づいたログインもかなり安全にできるようになるので、確実なものにできるので、セキュリティ的にはそういう方法もあるのかなと思っています。別にマイナンバーカードでなくても同じような仕掛けをつくることはできると思いますが、弁護士会独自にやると、やっぱりお金がかかるかなというのは思うところです。

【本田】 前は何もなかったからすごいお金がかかったけど、マイナンバーカードの上に乗っかれば。

【宮内】 そうそう。

【本田】 乗っかれば、あとは代理人、弁護士だということだけ日弁連が言ってくれば、その人はという話ですか。

【宮内】 そうですね、はい。そういう証明書みたいなものを、何らかのそういう弁護士会が認めたというものを、例えばマイナンバーカードのアプリケーションの一つとして入れるとか、そういうこともあり得なくはないかなと思いますけどね。あれに入れようとするとか、総務省がいろいろ口を出してくるんですけどね。

【本田】 日弁連のシンポジウムでこれをしゃべっていていいのかという気もするんですけど。

【平岡】 実はその話の流れでいくと、日弁連の身分証明書にあらかじめICチップを入れてしまって、来たべきe裁判所に備えて、e裁判所の認証情報を入れておいて、実はあるんですという形で運用を開始するというのも一つの手かなと思っています。

【本田】 日弁連の某ワーキングチームでやっていますよね。身分証明書の中にチップを埋められないかどうか、考えていきたいなというところになりますよね。

今回我々の意図としては、マイナンバーというか、進んでいる電子契約の波が、結局はそこで社会に浸透していく中で、今まであかすの扉を少しでもあけられないかということだったわけですね。私もこれ、実は2003年の鹿児島業革シンポのときに最初に、あのころはほんとにあれですよ。映像と音が離れ小島でつながっただけで拍手が出たりする、そういう時代だったんですけど、テレビ電話がつながっただけでみんな泣いて喜んで、抱き合って喜んだことを覚えていますけれども、あれから12年たちまして、この間に7回業革シンポが行われまして、ほんとに最近言っているのは、生きていうちに来るかe裁判所というぐらいの情勢ではあるんですけど、その間に各国はどんどん進んでいって、日本は取り残されているという状況でございます。そういう中を何とか打破したいという思いでやってまいりましたが、ほかに何かご質問等あるいはご意見もよろしければ言っていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。どうぞ。

**【会場発言者】** 「来るか！ e裁判所」というタイトルでいろいろお話を伺いましたが、少なくとも立法上は、e裁判所というか、少なくともe提出は既に来ているはずなんですよね。民訴法132条の10で、コンメンタールを見ると、訴状、特に準備書面など、そういった各書面の提出に関する総則的規定だと書いてあるので、あとはもう委任されている最高裁の規則が来れば、それで少なくともe提出は可能なはずで、かつ、たしか札幌地裁本庁で試行的に運用中ということで、システムの原形もあることはあるはずというような気がしてまして、一体何が妨げになっているのかということ、もう最高裁が予算をとれていないだけじゃないのかなという思いが強くありまして、このあたり、実際のところ札幌のシステムはどんなものだったのかとか、何でもいいのでご意見とかいただけたらと思います。

以上です。

**【本田】** 私が昔にコンピュータ委員会というところにいたときに、先ほど平岡さんのご説明にあったように、その委員がやった1件だけと聞いております。あれは9時から5時までしか稼働していなくて、夜稼働しないんです。「何でそれ稼働しないんだ」と、2005年だったかな、アメリカと一緒にいったときに、ミツ…、名前を言っちゃいましたけど、ところが受注してまして、その人に聞いたら、「いや、お金くれたら、別に24時間システムつくりますよ」と言っていました。だから、なるほど、そういうものなんだなと思ったことをちょっと思い出しますが、けれども。

**【宮内】** 裁判所のやる気の問題ですかね。

**【本田】** やっぱお金も大きいんじゃないかなとは思いますが、けれども。

ほかに何かございますでしょうか。

【平岡】 さっきの関連で、ほんとあとお金だけだと思うんです。あとそれと、セキュリティや必要性に関する議論が裁判所内にあって、軽々に頭出しすると反対論が出て収束しないので、徐々に徐々に情勢をつくっていかないといけない。

【本田】 どうもありがとうございました。ちょうどいい時間。もう一方、はい。意見、どうぞ、お願いできますか。

【会場発言者】 本田先生が先ほどおっしゃられたコンピュータ委員会の関係でもちょっと議論したことがあるんですけども、特にこのe裁判所を実現するときの身分証明の関係は、やっぱり今、通名でなされている方とか、そういったところをマイナンバーなんかでする場合どうするんだと。要するに、電子署名に自宅住所が記載されて、戸籍上の氏名が記載されるという問題をどうするのだという問題が多分一番大きいと思います。電子署名ですから誰だっで見られるわけで、認証局の情報を調べれば、要するに弁護士の自宅住所がわかってしまう可能性が高いんだと思います。だから、それは軽々に採用できないんじゃないかという意見が結構ありました。要するに、今の住基カードを使う方式でもだめだという話があったかと思います。だから、コンピュータ委員会ももう活動が終わって古いですけども、当時は要するにそういう電子署名をなしにe裁判所ができないかというような議論をやっぱり日弁連としては提言すべきだというような話があったかと思いますが、今、日弁連としてそういう動きはどうなんですかというところをちょっと今思ったというのが1つでございます。

以上です。

【本田】 ありがとうございます。何か知っていますか。僕が日弁連のことを全部知っているわけでは全然ないので。

【平岡】 当時、確かにそういう話がされていたのは私も聞いています。電子証明によって精度を高めていくというか、真正さを高めていくのはいいんですけど、ここの流れは別に、ログインIDとパスワードでやって、ログインIDとパスワードの管理をきっちりするところを徹底して、ログインID発行時の本人確認のやり方を弁護士会と裁判所で協議してうまくやっていけばいいのではないかなというのも1つあると思います。

【本田】 それを今日の提言にしましょう。どうも長時間、ほんとうにありがとうございました。時間になってしまったもので、申しわけございません。こちらにアンケートがございますので、最後のご挨拶もあるんですけども、パネルディスカッションがどうだったのかということも含め、ぜひよろしく、お疲れと思いますが、ご記入いただければと思います。本日はどうも大変ありがとうございました。

(拍手)

【清水】 皆さん、大変お疲れさまでございました。では、最後に業務改革委員会の副委員長の成瀬裕弁護士から最後のまとめをしていただこうと思います。成瀬先生、よろしくお願いいたします。

【成瀬】 本田先生からほぼまとめていただきました。今日一日ずっと、私が前から疑問に思っていたのは、こんなところで電子裁判、電子裁判と言って、外国に調査に行ったりしているそうですけれども、日弁連が最高裁とどういう話をしていいのかということがさっぱり聞こえてこないということでした。しかし、平岡会員から今日ぽろぽろ話が出てまいりまして、どうも最高裁との間でもこっそりやっているらしいということがわかったので、それなりに少しは安心いたしました。

それから、電子裁判に関しましても、平岡会員から、実際には事件の管理と、期日の管理、それから書類の管理という分類をしていただいて、事件や期日の管理に関しては私たちの実感としても相当日本の裁判は進んでいると、裁判所みずからかなり積極的にやっているという実感を持っているところですが、じゃ、書類の管理をどうするのだという点で今日はかなり突っ込んだ話になったと思います。日ごろは、私なんかは準備書面をどっかなくしても、「ごめん、ごめん」と言って後で出し直したりとか、そんないいかげんなことなので、あまり真剣には考えていなくて、文書、書面を電子化することによりあまり神経質になる必要はないんじゃないかなと思っていました。だけど、その書面の電子化という問題と、それからもう一つは書証の電子文書の証明力という問題、今日はかなりはっきり分類して議論がされたと思います。その証明力の問題というのは裁判所が決めることなので、ここで議論するだけではなかなか進まないとは思いますが、この書類の電子化ですね。私どもが提出して、それからできれば検索したいという書類の電子化に関しましては、ぜひともこれを進めるように、また日弁の委員を通じて最高と協議を進めていただく、それから検察庁とも協議を進めていただくということを希望して今回の提言にさせていただきたいと思います。

今日は長い時間、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。(拍手)

【清水】 以上をもちまして、本日のプログラムは終了とさせていただきます。長時間にわたりご清聴ありがとうございました。しつこいようですが、青い色のアンケート用紙のご記入、ご提出をお願いいたします。

— 了 —